

第146期

定時株主総会招集ご通知

証券コード 8416



株式会社高知銀行
THE BANK OF KOCHI, LTD.



日 時

2026年6月26日(金曜日) 午前10時



場 所

高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール



議 案

- 第1号議案 ▶ 剰余金処分の件
- 第2号議案 ▶ 定款一部変更の件
- 第3号議案 ▶ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 ▶ 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 ▶ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 ▶ 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 ▶ 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件
- 第8号議案 ▶ 会計監査人選任の件

○お土産およびお茶のご用意はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



郷土高知を照らす太陽と、「熱意」の姿勢を赤に、
穏やかにそびえる山々と、「調和」への願いを緑に、
躍る黒潮と、「誠実」の精神を青にたとえて。

高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。
右上の赤は地域の皆さまを、
右下の緑は地元企業の皆さまを、
そして、それぞれのニーズを受け止める
高知銀行を左の青で表しています。

ごあいさつ

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第146期定時株主総会を2026年6月26日（金曜日）に開催いたしますので、本招集ご通知をお届けいたします。

当行では2025年6月に海治勝彦が会長に、河合祐子が頭取に就任いたしました。

折しも物価や金利が上昇に転じ、人手不足が顕著になるなど地域の個人や事業者の皆様を取り巻く環境は大きく変化しております。新たな局面においても私どもが目指す姿はこれまでと変わらず、地域の皆さまと共に歩み、共に幸せを築くことを使命と考えており、中期経営計画に掲げた「地域のわくわくが集まる次世代ターミナル」の実現に向け、“face to face”のきめ細かい対応を徹底して参ります。

併せて、当行が地域における情報のハブとなり、域内連携の強化や外部知見の取り込み、地域資源に係る情報の発信を推進することで、新たな価値を想像し、地域の皆さまのウェルビーイング向上に貢献することを目指してまいります。

今後とも、高知銀行に変わらぬご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役頭取

河合祐子



経営理念

熱意 高知銀行は、限りない熱意をもって、地域の発展と暮らしの向上に貢献します。

調和 高知銀行は、調和のとれた経営をもって、お客さまの信頼に応えます。

誠実 高知銀行は、創意と誠実をもって、お客さまに奉仕します。

目次

| | |
|---|----|
| ごあいさつ | 1 |
| 第146期定時株主総会招集ご通知 | 3 |
| 議決権行使について | 5 |
| 株主総会参考書類 | |
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 7 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 8 |
| 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 | 15 |
| 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 | 20 |
| 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件 | 26 |
| 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 | 27 |
| 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件 | 28 |
| 第8号議案 会計監査人選任の件 | 32 |
| 事業報告 | |
| 1. 当行の現況に関する事項 | 37 |
| 2. 会社役員(取締役および監査役)に関する事項 | 44 |
| 3. 社外役員に関する事項 | 50 |
| 4. 当行の株式に関する事項 | 52 |
| 5. 会計監査人に関する事項 | 54 |
| 6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 | 54 |
| 計算書類・連結計算書類 | 55 |
| 監査報告書 | 59 |

株 主 各 位

証券コード8416
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日 2026年5月28日)

高 知 市 堺 町 2 番 2 4 号
株式会社高知銀行
取締役頭取 河 合 祐 子

第146期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当行第146期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、お手数ながらいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 当行ウェブサイト 株主総会情報 | https://www.kochi-bank.co.jp/inv/soukai_info/ |  |
| 東証ウェブサイト 東証上場会社情報サービス | https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show |  |

東証ウェブサイトでは、「銘柄名（会社名）」に「高知銀行」または「コード」に証券コード「8416」にて検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、「議決権行使について」（5頁）に沿って、**2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|------|--|
| 日 時 | 2026年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 場 所 | 高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール |
| 目的事項 | <p>報告事項</p> <p>1. 第146期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件</p> <p>2. 第146期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</p> <p>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件</p> <p>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件</p> <p>第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件</p> <p>第8号議案 会計監査人選任の件</p> |

以 上

◎ 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款の定めにより、上記のウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保する体制」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類に含まれております。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト等に掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使について



株主総会ご出席の場合

当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時

場所 高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さまに委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。



郵送による議決権行使の場合

本株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、「議決権行使書」に各議案に対する賛否について、以下をご参考にご記入のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。(切手の貼付はご不要です。)

行使期限 2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

| 議決権行使書 | | 株主番号 | 議決権行使回数 | | | | | | | | 個 | |
|----------|--|------|---------|-------|----------------|----------------|-------|-------|-------|-------|---|--|
| 株式会社高知銀行 | | | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 (注6付) | 第4号議案 (注6付) | 第5号議案 | 第6号議案 | 第7号議案 | 第8号議案 | | |
| 賛否表示欄 | | | | | | | | | | | | |

私は、2026年6月26日開催の第146期定時株主総会(株主総会または総会を含む)の各議案につき、左記(賛否を含む)で表示のとおり議決権を行使します。
2026年6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。
株式会社高知銀行

インターネットと書留両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会に出席の際は、この用紙の右側を別紙としてそのまま会場受付にご提出ください。

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、2026年6月25日午後5時30分までに到着するように返送ください。
- 第3号議案および第4号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる賛否を表示される場合は、「株主総会参考書」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりとO印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで取得するか、裏紙記載のウェブサイトにアクセスし2026年6月25日午後5時30分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

※本行では、Webアプリケーションの活用を推奨しております。

株式会社高知銀行

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7、8号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄にO印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄にO印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄にO印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄にO印
- 一部の候補者を反対する場合 >>> 「賛」の欄にO印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。



インターネット等による議決権行使の場合

本株主総会にご出席されず、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ以下の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで

①QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
※議決権行使書用紙はイメージです。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記②に従って、再度議決権行使をお願いいたします。QRコードを再度読み取っていただく、②の議決権行使ウェブサイトへ遷移します。

- ・プロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・インターネット等と郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等により、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

パソコン・スマートフォンの
操作方法に関するお問い合わせ先

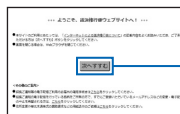
三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第1号議案

剰余金処分の件

当行は、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配当金をお支払いする方針としております。

なお、第2種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただきます。

第146期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

| 1 配当財産の種類 | 金銭 |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 | 当行普通株式 |
| | 1株につき 金15円 |
| | 配当総額 152,891,535円 |
| | (中間配当金を含めた年間配当金は1株につき金25円) |
| 当行第2種優先株式 | |
| 1株につき 金87円50銭 | |
| 配当総額 59,500,000円 | |
| | (中間配当金を含めた年間配当金は1株につき金175円) |
| 3 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2026年6月29日 |

1. 変更の理由

- (1) 当行は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第25条を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株主総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条～第3条 (条文省略) | 第1条～第3条 (現行どおり) |
| (機関の設置) 第4条 当銀行は、取締役会、 <u>監査役</u> 、 <u>監査役会</u> および会計監査人を置く。 | (機関の設置) 第4条 当銀行は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。 |
| 第5条～第11条 (条文省略) | 第5条～第11条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第2章の2 第2種優先株式</p> <p>(第2種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主（以下、「第2種優先株主」という。）または第2種優先株式の登録株式質権者（以下、「第2種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第2種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</p> | <p style="text-align: center;">第2章の2 第2種優先株式</p> <p>(第2種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当銀行は、第29条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主（以下、「第2種優先株主」という。）または第2種優先株式の登録株式質権者（以下、「第2種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第2種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(第2種優先中間配当金)</p> <p>第11条の3 当銀行は、第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第2種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>第11条の4～第17条の3（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員 数）</p> <p>第18条 当銀行の取締役は、<u>13名以内とする。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>（選 任）</p> <p>第19条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> | <p>(第2種優先中間配当金)</p> <p>第11条の3 当銀行は、第29条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第2種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>第11条の4～第17条の3（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員 数）</p> <p>第18条 当銀行の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>9名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（選 任）</p> <p>第19条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>（現行どおり）</u></p> <p>3. <u>当銀行は、法令または定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<u>ただし、補欠もしくは増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期満了までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第3項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> |
| <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役をもって組織する。</p> <p>2. 取締役会は、取締役頭取が招集してその議長となる。</p> <p>3. 取締役頭取に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>4. 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</p> <p>5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> | <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役頭取が招集してその議長となる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</p> <p>5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p data-bbox="387 235 480 261">(新 設)</p> <p data-bbox="198 384 737 439">6. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p data-bbox="148 473 288 498">(役付取締役)</p> <p data-bbox="130 503 737 616">第22条 当銀行は、取締役会の決議をもって取締役頭取1名のほか、取締役会長、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役を取締役の中から選定することができる。</p> <p data-bbox="198 651 737 737">2. 取締役頭取は、取締役会を統理し、他の役付取締役は、取締役頭取を補佐して業務を分掌する。</p> <p data-bbox="198 742 737 855">3. 取締役頭取に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代り取締役頭取の職務を行う。</p> <p data-bbox="130 919 349 945">第23条 (条文省略)</p> <p data-bbox="148 979 238 1005">(報酬等)</p> <p data-bbox="130 1010 737 1123">第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p data-bbox="148 1186 465 1212">(社外取締役の責任限定契約)</p> <p data-bbox="130 1217 737 1330">第25条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="213 1335 737 1388">ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> | <p data-bbox="836 235 1381 379">6. <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p data-bbox="836 384 1040 409">7. (現行どおり)</p> <p data-bbox="783 473 923 498">(役付取締役)</p> <p data-bbox="765 503 1381 647">第22条 当銀行は、取締役会の決議をもって取締役頭取1名のほか、取締役会長、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役を取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定することができる。</p> <p data-bbox="836 651 1040 677">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="836 742 1381 886">3. 取締役頭取に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)がこれに代り取締役頭取の職務を行う。</p> <p data-bbox="765 919 1014 945">第23条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="783 979 873 1005">(報酬等)</p> <p data-bbox="765 1010 1381 1153">第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p data-bbox="783 1186 954 1212">(責任限定契約)</p> <p data-bbox="765 1217 1381 1357">第25条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="848 1362 1381 1415">ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> |

株主総会参考書類

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|-------|
| 第5章 監査役および監査役会 | (削 除) |
| (員 数) | |
| 第26条 当銀行の監査役は、3名以上とする。 | (削 除) |
| (選 任) | |
| 第27条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | (削 除) |
| 2. 当銀行は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 | (削 除) |
| 3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 | (削 除) |
| (任 期) | |
| 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 | (削 除) |
| 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 | (削 除) |
| (常勤監査役) | |
| 第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。 | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(監査役会)</p> <p>第30条 監査役会は、監査役をもって組織する。</p> <p>2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</p> <p>3. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |
| <p>(報酬等)</p> <p>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(常勤監査等委員)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>第26条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(監査等委員会)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>第27条 監査等委員会は、監査等委員をもって組織する。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>2. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>3. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による</p> |
| <p>第6章 計算</p> | <p>第6章 計算</p> |
| <p>第33条～第36条 (条文省略)</p> | <p>第28条～第31条 (現行どおり)</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当行は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者につきましては、銀行業務に精通するなど、その知識および経験から銀行の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、取締役の選任方針に基づいた適切な指名手続を経ているとともに、取締役会の実効性確保等の観点から各候補者の見識や資質等を慎重に検討し、同委員会より、当行の取締役として適任であるとの提言を受けております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 再任 | 性別 | 当行における現在の地位 | 取締役会出席状況 | 在任期間 | 所有株式数 |
|-------|----------------------------------|----|----|--------------|-------------------|------|--------|
| 1 | うみ じ かつ ひこ 海 治 勝 彦 | 再任 | 男性 | 取締役会長（代表取締役） | 100% (18回/18回) | 12年 | 6,035株 |
| 2 | かわ い ゆう こ 河 合 祐 子 (現姓：山 だ) | 再任 | 女性 | 取締役頭取（代表取締役） | 100% (18回/18回) | 3年 | 1,700株 |
| 3 | よし むら たか ひろ 吉 村 卓 浩 | 再任 | 男性 | 常務取締役 | 100% (18回/18回) | 4年 | 3,200株 |
| 4 | てら かわ とも ふみ 寺 川 智 文 | 再任 | 男性 | 常務取締役 | 100% (13回/13回) | 1年 | 2,744株 |
| 5 | うえ た しん いち 植 田 伸 一 | 新任 | 男性 | 執行役員 | — | — | 2,600株 |
| 6 | の ぎき ひろ みち 野 崎 博 通 | 新任 | 男性 | 執行役員 | — | — | 1,600株 |

- (注) 1. 在任期間は、本株主総会終結時の年数を記載しております。
2. 寺川智文氏の取締役会への出席状況については、2025年6月25日就任後の当事業年度に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者
番号

1

うみ じ かつ ひこ
海 治 勝 彦

(1960年7月24日生)

再任

男性

| | |
|------------|----------------|
| 取締役会への出席状況 | 100% (18回/18回) |
| 取締役在任期間 | 12年 (本株主総会終結時) |
| 当行株式所有数 | 普通株式 6,035株 |

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|----------------------------|----------|----------------------------|
| 1984年 4月 | 当行入行 | 2014年 9月 | 当行取締役経営統括部長委嘱 |
| 2004年 4月 | 当行融資統括部主任業務役 | 2016年 4月 | 当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱 |
| 2006年 1月 | 当行経営統括部主任業務役 | 2017年 4月 | 当行常務取締役 |
| 2007年 4月 | 当行経営統括部グループ長 | 2021年 6月 | 当行取締役頭取 |
| 2011年 4月 | 当行東京支店長 | 2024年 4月 | 当行取締役頭取営業本部長委嘱 |
| 2013年 5月 | 当行経営統括部部付部長 | 2025年 6月 | 当行取締役会長 |
| 2014年 4月 | 当行コンプライアンス統括部長兼経営統括部部付部長 | | 市場金融部・監査部担当 (現任) |
| 2014年 6月 | 当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱 | | |

取締役候補者の選任理由

海治勝彦氏は、融資統括部主任業務役、東京支店長、経営統括部長、コンプライアンス統括部長等を歴任する等、豊富な業務経験を有している他、2021年以降は当行の取締役頭取を4年、取締役会長を1年務めており、経営・業務の改革を実践し、当行のコーポレート・ガバナンス向上に大きく貢献しております。

これらの経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるほか、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていることから、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

かわ い ゆう こ
河 合 祐 子

(現姓：山田)

(1964年8月22日生)

再任

女性

| | |
|------------|----------------|
| 取締役会への出席状況 | 100% (18回/18回) |
| 取締役在任期間 | 3年 (本株主総会終結時) |
| 当行株式所有数 | 普通株式 1,700株 |

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|--------------------------|----------|----------------------------------|
| 1987年 4月 | ケミカル銀行/J Pモルガン銀行グループ入社 | 2018年 3月 | 日本銀行欧州統括役兼ロンドン事務所長 |
| 1993年 5月 | ペンシルバニア大学ウォートン校にてMBA取得 | 2020年11月 | Japan Digital Design株式会社入社 |
| 2001年 6月 | R Pテック株式会社入社 | 2021年 3月 | Japan Digital Design株式会社代表取締役CEO |
| 2003年 3月 | 日本銀行入行 | 2022年 9月 | 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ経営企画部部長 |
| 2011年 7月 | 日本銀行香港事務所長 | | 株式会社三菱UFJ銀行経営企画部部長 |
| 2013年 6月 | 日本銀行金融市場局為替課長 | 2023年 7月 | 当行取締役副頭取 |
| 2014年 9月 | 日本銀行高知支店長 | 2025年 6月 | 当行取締役頭取営業本部長委嘱 |
| 2016年 6月 | 日本銀行金融機構局上席考査役 | | 営業本部・みらいサポート部・経営統括部 |
| 2017年 3月 | 日本銀行決済機構局審議役FinTechセンター長 | | (リスク統括室除く)・東京支店担当 (現任) |

取締役候補者の選任理由

河合祐子氏は、外国銀行にて為替、トレーディング業務およびデリバティブ等の組成に従事する他、ペンシルバニア大学にてMBA (経営学修士) を取得。その後国内でも市場、金融業務のコンサルタント会社に勤務し、2003年以降は日本銀行、Japan Digital Design株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよび株式会社三菱UFJ銀行の要職を歴任する等、金融・市場等に対する極めて専門的かつグローバルな経験および知識と、ITシステムに対する高い知見を有しております。2023年以降は当行の取締役副頭取を2年、取締役頭取を1年務めており、当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を果たしております。

これらの経験や知見に加え、女性ならではの視点を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるほか、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていることから、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者
番 号

3

よし むら たか ひろ
吉村 卓 浩 (1964年9月30日生)

再任 男性

| | |
|------------|----------------|
| 取締役会への出席状況 | 100% (18回/18回) |
| 取締役在任期間 | 4年 (本株主総会終結時) |
| 当行株式所有数 | 普通株式 3,200株 |

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|------------------|----------|--|
| 1988年 4月 | 当行入行 | 2021年 6月 | 当行上席執行役員事務システム部長委嘱 |
| 2007年 6月 | 当行佐川支店長 | 2022年 4月 | 当行上席執行役員営業本部長委嘱 |
| 2010年 7月 | 当行経営統括部主任業務役 | 2022年 6月 | 当行常務取締役営業本部長兼営業企画部長委嘱 |
| 2013年 5月 | 当行経営統括部副部長 | 2023年 4月 | 当行常務取締役営業本部長委嘱 |
| 2017年 4月 | 当行経営統括部長 | 2024年 4月 | 当行常務取締役 |
| 2019年 4月 | 当行執行役員経営統括部長委嘱 | | コンプライアンス統括部・経営統括部 (リスク統括室)・ 県外支店 (東京支店除く) 担当 (現任) |
| 2020年 4月 | 当行執行役員事務システム部長委嘱 | | |

取締役候補者の選任理由

吉村卓浩氏は、経営統括部において当行の課題や経営環境等を踏まえた、中期経営計画、経営強化計画など重点施策の作成、実行、進捗管理に尽力するなど、経営管理能力に優れた人材であるほか、営業店長、事務システム部長を歴任するなど、広範な経験を有しております。常務取締役就任後も当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしており、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

4

てら かわ とも ちかみ
寺川 智 文 (1966年1月8日生)

再任 男性

| | |
|------------|----------------|
| 取締役会への出席状況 | 100% (13回/13回) |
| 取締役在任期間 | 1年 (本株主総会終結時) |
| 当行株式所有数 | 普通株式 2,744株 |

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|------------|----------|-------------------------------------|
| 1990年 4月 | 当行入行 | 2021年 6月 | 当行執行役員経営統括部長委嘱 |
| 2008年 9月 | 当行人事部主任業務役 | 2023年 6月 | 当行上席執行役員経営統括部長委嘱 |
| 2014年 9月 | 当行人事部副部長 | 2024年 4月 | 当行上席執行役員人事総務部長委嘱 |
| 2016年 9月 | 当行ちより街支店長 | 2025年 6月 | 当行常務取締役 |
| 2019年 4月 | 当行経営統括部付部長 | | 部店サポート部・ITイノベーション部・ 人事総務部担当 (現任) |
| 2020年 4月 | 当行経営統括部長 | | |

取締役候補者の選任理由

寺川智文氏は、経営統括部において中期経営計画等の策定や高知銀行の将来を見据えた組織改革、新型コロナウイルス禍での危機管理、優先株式による第三者割当増資、公的資金の返済に尽力するほか、人事総務部においては銀行全体の予算管理と併せて、職員一人ひとりの多様な働き方の実現や専門性の向上ならびに人材が活躍する施策の推進を通じた職員のウェルビーイング向上に尽力するなど、施策の企画および経営管理に対する広範な経験を有しております。常務取締役就任後も当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしており、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

5

う え た し ん い ち
植 田 伸 一

(1970年5月9日生)

新任

男性

当行株式所有数 普通株式 2,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|-----------|--------------|-----------|--------------------|
| 1993年 4 月 | 当行入行 | 2020年 4 月 | 当行経営統括部副部長 |
| 2010年 7 月 | 当行針木支店長 | 2023年 9 月 | 当行経営統括部付部長 |
| 2013年 5 月 | 当行融資統括部主任業務役 | 2024年 4 月 | 当行経営統括部長 |
| 2015年 5 月 | 当行総務部室長 | 2025年 6 月 | 当行執行役員経営統括部長委嘱（現任） |
| 2016年 4 月 | 当行経営統括部主任業務役 | | |

取締役候補者の選任理由

植田伸一氏は、営業店長、融資統括部主任業務役を歴任するなど、営業および融資判断での豊富な経験を有しております。また、経営統括部においては当行の課題や経営環境、金融行政の方向性を踏まえた、中期経営経計画および経営強化計画を始めとする重点施策の選定、実行、進捗管理に尽力するなど、経営管理能力にも優れた人材であります。現在は執行役員経営統括部長として、銀行全体の経営管理に尽力しており、取締役としての能力、資質が認められることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

6

の ざ き ひ ろ み ち
野 崎 博 通

(1972年12月23日生)

新任

男性

当行株式所有数 普通株式 1,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|-----------|----------|-----------|------------------------------------|
| 1995年 4 月 | 当行入行 | 2023年 6 月 | 当行総務部長 |
| 2013年 9 月 | 当行城辺支店長 | 2024年 3 月 | 当行本町支店長 |
| 2016年 4 月 | 当行総務部室長 | 2025年 6 月 | 当行執行役員営業本部地区担当部長委嘱 高知市内地区担当（現任） |
| 2020年 4 月 | 当行高須支店長 | | |
| 2022年 9 月 | 当行総務部副部長 | | |

取締役候補者の選任理由

野崎博通氏は、高知県内の主要な営業店長を歴任するなど、営業推進での豊富な経験を有しております。また、総務部においては銀行全体の予算および資産管理、適切な株主対応に尽力するなど、組織運営を通じた管理能力にも優れた人材であります。現在は執行役員営業本部地区担当部長として、高知県内の主要企業が集まる高知市内において営業推進に尽力しており、取締役としての能力、資質が認められることから、取締役として選任をお願いするものであります。

取締役候補者に関する特記事項

●取締役候補者に関する事項

- ・各取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
- ・河合祐子氏は、婚姻により、戸籍の氏を山田姓へ変更いたしました。旧姓の河合にて業務を行っております。

●役員等賠償責任保険契約の内容

- ・当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行の取締役を含む被保険者の保険料を全額当行が負担しております。
- ・当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
- ・各候補者の選任が原案どおり承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容にて更新する予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当行は監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者につきましては、知識および経験を活かした独立的立場から、銀行経営の適切な監査の確保が期待できる者であり、取締役会の監督機能の実効性強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任につきましては、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、監査等委員である取締役の選任方針に基づいた適切な指名手続を経ているとともに、取締役会の実効性確保等の観点から候補者の見識や資質等を慎重に検討し、同委員会より、当行の監査等委員である取締役として適任であるとの提言を受けております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当行における現在の地位 | 取締役会出席状況 | 監査役会出席状況 | 在任期間 | 所有株式数 | | |
|-------|--------------------------------|-------------|----------|--------------|-------------------|------------------|-----|--------|
| 1 | やま だ ひろし 山 田 浩 | 新任 社外 | 男性 独立 | 社外監査役（常勤監査役） | 100% (18回/18回) | 94% (17回/18回) | 10年 | 2,400株 |
| 2 | いし だ え み 石 田 恵 美 (現姓：矢野) | 新任 社外 | 女性 独立 | 社外取締役 | 100% (13回/13回) | — | 1年 | 300株 |
| 3 | え とう きみ ひろ 衛 藤 公 洋 | 新任 社外 | 男性 独立 | 社外取締役 | 100% (13回/13回) | — | 1年 | 700株 |
| 4 | まつ お しん じ 松 尾 晋 次 | 新任 社外 | 男性 独立 | 社外取締役 | 100% (13回/13回) | — | 1年 | 0株 |

- (注) 1. 在任期間は、本株主総会終結時の年数を記載しております。
 2. 山田 浩氏は病気療養のため、当事業年度中に開催された監査役会を1回欠席しております。現在は回復し、監査役としての活動に支障はありません。
 3. 石田恵美、衛藤公洋および松尾晋次の3氏の取締役会への出席状況については、2025年6月25日就任後の当事業年度に開催された取締役会のみを対象としております。

株主総会参考書類

候補者
番号

1

やま だ
山田

ひろし
浩 (1961年2月14日生)

新任 男性

社外 独立

| | |
|------------|----------------|
| 取締役会への出席状況 | 100% (18回/18回) |
| 監査役会への出席状況 | 94% (17回/18回) |
| 社外監査役在任期間 | 10年 (本株主総会終結時) |
| 当行株式所有数 | 普通株式 2,400株 |

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|----------------------|----------|------------------|
| 1979年 4月 | 大蔵省(現財務省)四国財務局入局 | 2013年 7月 | 四国財務局理財部金融監督第一課長 |
| 2006年 7月 | 四国財務局理財部金融監督第一課上席調査官 | 2014年 7月 | 四国財務局松山財務事務所長 |
| 2007年 7月 | 四国財務局高知財務事務所理財課長 | 2016年 3月 | 財務省四国財務局辞職 |
| 2009年 7月 | 四国財務局総務部総務課課長補佐 | 2016年 6月 | 当行常勤監査役(現任) |
| 2011年 7月 | 四国財務局総務部経済調査課長 | | |

監査等委員である社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

山田 浩氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、財務および金融行政における豊富な経験と知見を有しており、これらを活かした独立的立場から2016年より、当行の常勤監査役として銀行経営の適切な監査の確保に向けた職務・職責を果たしております。

同氏が有する財務および金融行政に関する専門的知見および経験は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上への助言、提言による取締役会の監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

いし だ え み
石田 恵美

(現姓：矢野)

(1966年12月5日生)

新任 女性

社外 独立

| | |
|------------|----------------|
| 取締役会への出席状況 | 100% (13回/13回) |
| 社外取締役在任期間 | 1年 (本株主総会終結時) |
| 当行株式所有数 | 普通株式 300株 |

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|----------------------|----------|----------------------|
| 1989年 9月 | 中央新光監査法人入社 | 2006年 6月 | 株式会社武蔵野銀行社外監査役 |
| 1993年12月 | 公認会計士登録 | 2013年 6月 | 株式会社武蔵野銀行社外取締役 |
| 1995年 4月 | 矢野公認会計士事務所パートナー (現任) | 2015年 5月 | イオンリテール株式会社社外監査役 |
| | 最高裁判所司法研修所司法修習生 | 2020年 4月 | 株式会社東京ドーム社外取締役 |
| 1997年 4月 | 弁護士登録 (東京弁護士会) | 2021年 7月 | BACeLL法律会計事務所代表 (現任) |
| | 日比谷見附法律事務所アソシエイト | 2022年 6月 | 東洋証券株式会社社外取締役 (現任) |
| 2000年 4月 | 日比谷見附法律事務所パートナー | 2025年 6月 | 当行社外取締役 (現任) |

監査等委員である社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

石田恵美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で中堅企業以上の規模の会社経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士および弁護士としての豊富な経験ならびに高い法令遵守の精神を有していることに加え、金融機関や上場企業等での社外取締役ならびに社外監査役を歴任されることで培った幅広い知見を有しており、これらを活かした独立的立場から2025年より、当行の社外取締役として当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けた職務・職責を果たしております。

同氏が有するこれらの専門的知見および経験と女性ならではの視点は、女性活躍に対する多様性確保等への取組みをはじめ、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上への助言、提言による取締役会の監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

え とう きみ ひろ
衛 藤 公 洋 (1962年3月24日生)

新任 男性

社外 独立

| | |
|------------|----------------|
| 取締役会への出席状況 | 100% (13回/13回) |
| 社外取締役在任期間 | 1年 (本株主総会終結時) |
| 当行株式所有数 | 普通株式 700株 |

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|--------------|----------|-----------------------------|
| 1985年 4月 | 日本銀行入行 | 2016年 5月 | 日本銀行名古屋支店長 |
| 1990年 5月 | イェール大学経済学部修士 | 2017年 3月 | 日本銀行理事大阪支店長 |
| 2005年 7月 | 日本銀行金融市場局参事役 | 2018年 5月 | 日本銀行理事 (金融システム、発券、一般広報担当) |
| 2008年 7月 | 日本銀行高知支店長 | 2021年 4月 | 日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問 |
| 2010年 6月 | 日本銀行総務人事局審議役 | 2025年 4月 | アフラック生命保険株式会社シニアアドバイザー (現任) |
| 2012年 5月 | 日本銀行総務人事局長 | 2025年 6月 | 当行社外取締役 (現任) |
| 2013年 4月 | 日本銀行金融機構局長 | | |

監査等委員である社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

衛藤公洋氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、日本銀行において金融市場局、高知支店長、金融機構局長、名古屋支店長、大阪支店長などの要職を歴任。現在はアフラック生命保険株式会社の要職にあり、高知県をはじめとする金融経済情勢ならびに金融機関経営に対する高い知見に加え、他社の要職にて培った幅広い経験を有しており、これらを活かした独立的立場から2025年より、当行の社外取締役として当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けた職務・職責を果たしております。同氏が有する金融ならびに経営に関する専門的知見および経験は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上への助言、提言による取締役会の監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

まつ お しん じ
松 尾 晋 次 (1957年5月23日生)

新任 男性

社外 独立

| | |
|------------|----------------|
| 取締役会への出席状況 | 100% (13回/13回) |
| 社外取締役在任期間 | 1年 (本株主総会終結時) |
| 当行株式所有数 | 普通株式 0株 |

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------|--------------------------------------|
| 1980年 10月 | 高知県庁入庁 | 2016年 4月 | 高知県産業振興推進部長 |
| 2004年 4月 | 高知県政策推進担当理事所管政策推進課企画監 | 2018年 4月 | 公益財団法人高知県総合保健協会常務理事 |
| 2007年 4月 | 高知県産業技術部知的財産課長 | 2022年 7月 | 高知県立文学館長 (公益財団法人高知県文化財団理事) |
| 2008年 4月 | 高知県政策企画部地方分権推進課長 | 2024年 7月 | 高知県立高知城歴史博物館次長 (公益財団法人土佐山内記念財団囃託) |
| 2009年 4月 | 高知県産業振興推進部地域づくり支援課長 | 2024年 12月 | 高知県公安委員 |
| 2010年 4月 | 高知県産業振興推進部地域産業振興監 | 2025年 6月 | 当行社外取締役 (現任) |
| 2012年 4月 | 高知県健康政策部副部長 | 2026年 3月 | 高知県公安委員長 (現任) |
| 2013年 4月 | 高知県水産振興部副部長 (総括) | | |
| 2014年 4月 | 高知県水産振興部長 | | |

監査等委員である社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

松尾晋次氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、高知県庁、公益財団法人高知県総合保健協会、高知県立文学館および高知県立高知城歴史博物館における要職を歴任。現在は高知県公安委員長の要職にあり、高知県行政における幅広い知見と豊富な経験を有しており、これらを活かした独立的立場から2025年より、当行の社外取締役として当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けた職務・職責を果たしております。同氏が有する高知県行政に関する専門的知見および経験は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上への助言、提言による取締役会の監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者に関する特記事項

●監査等委員である取締役候補者に関する事項

- ・各取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
- ・石田恵美氏は、婚姻により、戸籍の氏を矢野姓へ変更いたしました。旧姓の石田にて業務を行っております。

●社外取締役に関する事項

- ・山田 浩、石田恵美、衛藤公洋および松尾晋次の4氏は、社外取締役候補者であります。
- ・山田 浩、石田恵美、衛藤公洋および松尾晋次の4氏は、当行が定める独立性判断基準および金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしており、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。4氏が原案どおり承認された場合は、引き続き4氏を独立役員とする予定であります。

●責任限定契約の内容

- ・第2号議案ならびに山田 浩、石田恵美、衛藤公洋および松尾晋次の4氏の選任が原案どおり承認された場合は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、4氏は社外監査役または社外取締役として、同様の契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
- ・責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、本契約締結後、会社法第423条第1項に基づき損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。

●役員等賠償責任保険契約の内容

- ・当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行の取締役を含む被保険者の保険料を全額当行が負担しております。
- ・当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
- ・各候補者の選任が原案どおり承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容にて更新する予定であります。

〈ご参考〉独立性判断基準

当行における独立役員の判断基準は、現在及び最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。

- ①当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者
- ②当行を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者
- ③当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ④当行から役員報酬以外に多額（注3）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑤当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑥当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦当行の主要株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑧次に掲げる者の二親等以内の近親者
 - ア. 上記①～⑦に該当する者
 - イ. 当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

（注1）最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）主要な取引先とは、直近事業年度の支払額または受取額が売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上

（注3）多額とは、過去3年間平均で年間1,000万円以上

（注4）主要株主とは、議決権の10%以上を保有する株主

株主総会参考書類

〈ご参考〉スキル・マトリックス

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認された場合における、各取締役が有するスキルや経験等は以下のとおりであります。

なお、以下のスキルは、すべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

〈取締役〉

| 氏名 | 地位 | スキル区分 | | | | | | |
|-----------------|------------|--------------|-------|------|---------|------|----|--------------|
| | | 企業経営 経営戦略 | リスク管理 | 財務会計 | 企業審査・支援 | 市場運用 | 営業 | デジタル IT戦略 |
| 海 治 勝 彦 【男性】 | 取締役 会 長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 河 合 祐 子 【女性】 | 取締役 頭 取 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 吉 村 卓 浩 【男性】 | 常 務 取締役 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 寺 川 智 文 【男性】 | 常 務 取締役 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 植 田 伸 一 【男性】 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 野 崎 博 通 【男性】 | 取締役 | | | ○ | | | ○ | |

〈取締役監査等委員〉

| 氏名 | 地位 | スキル区分 | | | | |
|-----------------|--------------------|-------|------|-------|------|---------|
| | | 企業経営 | 企業法務 | リスク管理 | 財務会計 | 地域行政・経済 |
| 山 田 浩 【男性】 | 監査等 委 員 【社外】 | | | ○ | | ○ |
| 石 田 恵 美 【女性】 | 監査等 委 員 【社外】 | | ○ | ○ | ○ | |
| 衛 藤 公 洋 【男性】 | 監査等 委 員 【社外】 | ○ | | ○ | | ○ |
| 松 尾 晋 次 【男性】 | 監査等 委 員 【社外】 | ○ | | | | ○ |

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当行の取締役の報酬等の額は、2008年6月26日開催の第128期定時株主総会において、年額132百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当行は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額140百万円以内とすることにつきご承認をお願いしたいと存じます。

当行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（5）会社役員に対する報酬等⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（49頁）に記載のとおりですが、本株主総会後の取締役会において、対象者である「取締役」を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨への変更を予定しており、実質的な変更はありません。

本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて基本報酬を支給するものであり、また、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、当該方針に基づき定められた個人別の報酬等を付与するための報酬枠として必要かつ合理的な内容となっていることを確認しており、相当であると判断しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当行は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすることにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当行は、2017年6月27日開催の第137期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）を対象として信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（当該承認の決議を以下「前回決議」といいます。）現在に至るまで本制度を運用しておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行することから、本制度に係る報酬枠を、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様とし「取締役」といいます。）に対する報酬枠として改めて設定することについて、ご承認をお願いするものです。その詳細につきましては、下記2.の範囲内で取締役会にご一任いただきたいと思います。

なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴って改めてご承認をお願いするものであって、実質的な内容は前回決議によりご承認いただきました内容と同一であり、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるべきことは監査等委員会設置会社への移行後も変わりません。

また、当行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（5）会社役員に対する報酬等⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（49頁）に記載のとおりですが、本株主総会後の取締役会において、対象者である「取締役」を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨への変更を予定しております。

しかるところ、本議案の内容は、上記のとおり変更予定の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従って報酬を支給するために必要かつ合理的な内容となっており、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、本株主総会終結の時をもって、本制度の対象となる取締役の員数は6名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当行の普通株式（以下「当行株式」といいます。）を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当行が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当行株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時（監査等委員でない取締役でなくなった時）です。

| | |
|---|---|
| ① 本制度の対象者（注） | 当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） |
| ② 対象期間 | 2025年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度の期間 |
| ③ ②の対象期間（3事業年度）において、①の対象者（注）に交付するために必要な当行株式の取得資金として当行が拠出する金銭の上限 | 合計金54百万円 |
| ④ 当行株式の取得方法 | 当行の自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含め。）から取得する方法 |
| ⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限 | 1事業年度あたり20,000ポイント |
| ⑥ ポイント付与基準 | 役員および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与 |
| ⑦ ①の対象者に対する当行株式の交付時期 | 原則として退任時 |

（注）監査等委員会設置会社に移行するまでの期間については、前回決議のとおり、社外取締役を除く取締役を対象としています。

(2) 当行が拠出する金銭の上限

当行は、下記（４）のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定しております（なお、当初の信託期間を延長しています。）。また、当行は、前回決議に基づき、本制度に基づき取締役（監査等委員会設置会社移行前の、社外取締役を除く取締役）に交付するために必要な当行株式の取得資金を本信託に信託しており、本信託はかかる本信託内の金銭を原資として当行株式を取得しています。監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬としてのポイント見合いの当行株式の交付は、かかる本信託内の当行株式をもって行うものとしませんが、本信託内の当行株式数が本制度に基づき取締役に交付するために必要と見込まれる株数に不足し、かつ、本信託内の金銭が、かかる不足分の当行株式を取得するために必要な資金に不足する場合には、当行は、かかる不足分の当行株式の取得資金を本信託に追加信託します。この場合には、本信託は、本信託内の金銭（当行が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当行株式を当行の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、追加取得します。ただし、当行株式の取得資金として当行が行う信託は、上記（１）の表の②の対象期間において合計金54百万円以内になるように、かかる上限額の範囲内で行うものとしします。

注：当行が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当行株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当行の取締役会の決定により、上記対象期間後も、新たな対象期間（3事業年度以内の期間とします。）を都度定めるとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当行が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当行は、当該新たな対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当行株式の追加取得資金として、当該新たな対象期間の事業年度数に金54百万円を上限とする金銭を本信託に追加信託拠出し、下記（３）のポイント付与および（４）の当行株式の交付を継続します（当該各対象期間満了後も同様とします。）。

また、上記のように新たな対象期間を設定して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当行株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当行株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当行は、当行取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の当行が定める所定の日、役位および当期純利益より決定される業績達成度等に応じて、ポイントが付与されます。

ただし、当行が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度あたり20,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当行株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手續に従い、当行株式の交付を受けます。1ポイントは当行株式1株とします。ただし、当行株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当行株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当行株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

(4) 取締役に対する当行株式の交付

各取締役は、各取締役がその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記(3)②の当行株式の交付を受けます。ただし、このうち一定の割合の当行株式については、本信託内で売却換金したうえで、当行株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当行株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当行株式が換金された場合には、当行株式に代わり金銭で交付することがあります。

(5) 議決権行使

本信託内の当行株式に係る議決権は、当行および当行役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当行株式に係る議決権の行使について、当行経営への中立性を確保することを企図しております。

(6) 配当の取扱い

本信託内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、当行株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

会計監査人選任の件

当行の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いいたしますと存じます。なお、本議案は監査役会の決定に基づき付議しております。

監査役会が、太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数が長期にわたっていることを考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当行の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

| | | | |
|-----|------------|--------------------------------|--------|
| 名 称 | 太陽有限責任監査法人 | | |
| 事務所 | 主たる事務所 | 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー | |
| 沿 革 | 1971年9月 | 太陽監査法人設立 | |
| | 2006年1月 | 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる | |
| | 2008年7月 | 有限責任組織形態に移行、太陽ASG有限責任監査法人となる | |
| | 2012年7月 | 永昌監査法人と合併 | |
| | 2013年10月 | 霞が関監査法人と合併 | |
| | 2014年10月 | 太陽有限責任監査法人に社名変更 | |
| | 2018年7月 | 優成監査法人と合併 | |
| 概 要 | 資本金 | 551百万円 | |
| | 構成人員 | 代表社員・社員 | 102名 |
| | | 特定社員 | 5名 |
| | | 公認会計士 | 373名 |
| | | 公認会計士試験合格者等 | 266名 |
| | | その他専門職 | 202名 |
| | | 事務職員 | 107名 |
| | | 顧問 | 2名 |
| | | 契約職員 | 258名 |
| | | 合計 | 1,315名 |
| | 監査関与会社 | 1,117社 | |

以 上

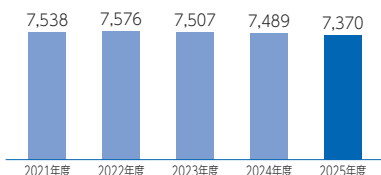
〈ご参考〉業績報告サマリー

業績ハイライト

貸出金残高

7,370億円 前期末比▲118億円

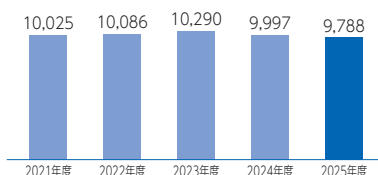
(単位：億円)



預金残高

9,788億円 前期末比▲209億円

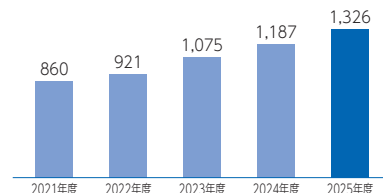
(単位：億円)



預り資産残高

1,326億円 前期末比+138億円

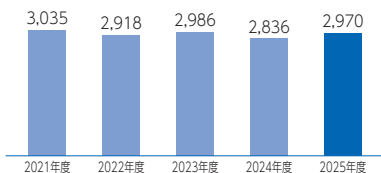
(単位：億円)



有価証券残高

2,970億円 前期末比+134億円

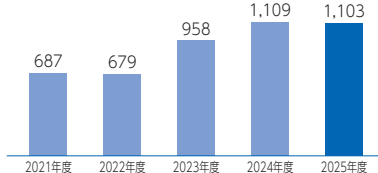
(単位：億円)



役員取引等利益

11億3百万円 前期末比▲6百万円

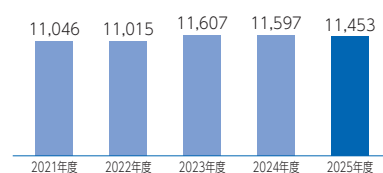
(単位：百万円)



経費

114億53百万円 前期末比▲1億44百万円

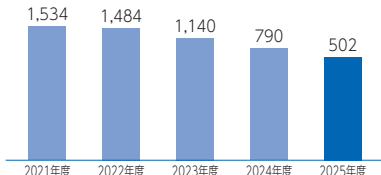
(単位：百万円)



当期純利益

5億2百万円 前期末比▲2億88百万円

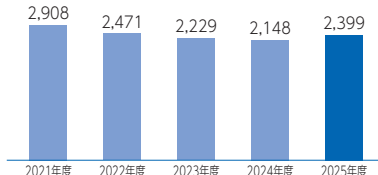
(単位：百万円)



コア業務純益

23億99百万円 前期末比+2億51百万円

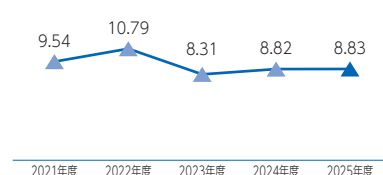
(単位：百万円)



自己資本比率

8.83% 前期末比+0.01%

(単位：%)



最新の決算情報に
ついてはこちら

<https://www.kochi-bank.co.jp/disclosure/kessann/>



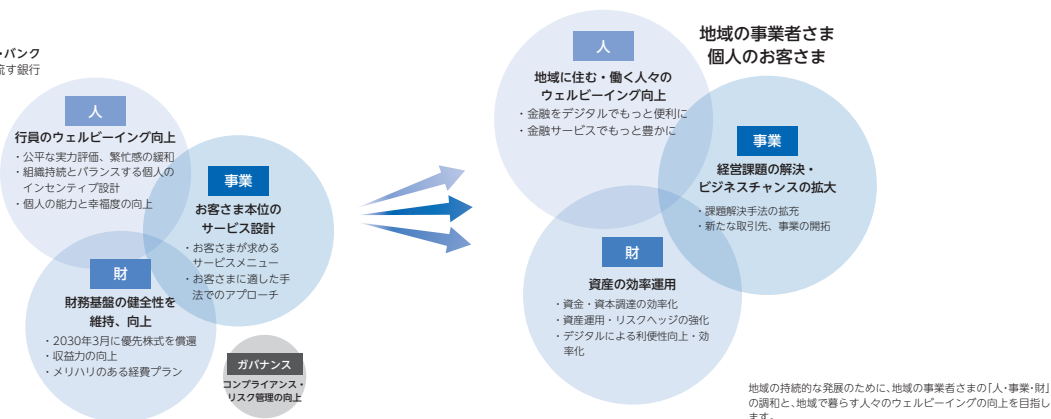
〈ご参考〉中期経営計画 2024-2026年度

2024年度から2029年度を『地域とこうぎんの「みらい」』の計画期間とし、当初の3年間を第Ⅰ期「展望の共有」、次の3年間を第Ⅱ期「共に実現」の計画フェーズとして、ステークホルダーからの期待に応えるべく、経営スタイルの変革をより一層進めてまいります。

コンセプト

高知銀行

ベスト・リージョナル・コラボレーションバンク
地域の発展のために、地域と共に最も汗を流す銀行



Values

ソリューション提供・イノベーション推進室

- 地域の事業者さまの商流をめぐる課題を解決するため、イノベーション推進室に特定のテーマ・業種ごとに専門担当者を置き、営業店の渉外担当者と連携を図りながら、コンサルティング、マッチング、セミナー（行内外）などを実施。



Values

資産運用センター

- お客さまの明るいみらいに向けた資産形成をサポートするため、資産運用センターに専門担当者を置き、法人・法人オーナー・個人の領域それぞれにつき、事業計画、ライフプランに基づくゴールを明らかにする、オーダーメイド型の資産運用提案を実施。



Values

金融市場運用・顧客サービス強化

- 金融市場環境が変化するなかで、預貸金を含めたALMを見直し、資金運用において市場部門が受け持つ領域を拡大し、運用ポートフォリオの最適化を促進。



Professional

人的資本経営に基づく人事制度改革

- 地域のお客さまから厚い信頼を得られるバンカーへと成長するために人事制度を改定。さまざまな専門スキルを持つ人材に対応できるように組織をフラット化し、すべての行員の成長の可能性を拡大。

Analog/Digital

顧客体験再設計×DX戦略① 内務適正配置、店舗網・渉外力、ミドルオフィスセンター

- 営業店における“face to face”のコンサルティングサービスを強化するために、店舗網の見直しや行員の再配置を行い、地域のみに開けた伴走型サービス提供を拡充。

Analog/Digital

顧客体験再設計×DX戦略② 顧客DX、ATM

- 地域のお客さまの利便性向上のために、個人向けデジタルUIをBYOD *ファーストで設計。スマホアプリの機能や無通帳口座を拡大。他業態連携によりサービスを向上するとともに、ATM網を再構築。
*Bring Your Own Device：お客さま自身の端末（スマートフォン、PC）で操作していただく
- 地域の事業者さまに当行ソリューションをご活用いただくため、事業者さま向けサービスをホームページに一覧化。

Analog/Digital

顧客体験再設計×DX戦略③ 事務省力化、経費コントロール

- コンサルティング業務の充実を目的に、営業店の定型事務を削減し、現金、通帳、書類などの現物管理を中心とした事務オペレーションをデジタル化等により効率化。BPR推進委員会と人事総務部が連携し、業務フローを抜本的に見直すことで経費管理を強化。また、機能・サービス内容を精査し、コストに見合った手数料体系を再構築。

〈ご参考〉中期経営計画の進捗状況

【2025年度の実績】

当行では、中期経営計画における重要指標としてKPIおよびKGIを設定しております。2025年度の実績は以下のとおりであります。

KPIについては、ウェルビーイング関連指標を中心に概ね順調に推移したものの、でんさい契約先数や渉外活動時間等において改善の余地が認められました。

KGIについては、金利上昇を背景に貸出金および有価証券の運用収益は計画を上回りましたが、預金等の調達費用の増加により資金利益は計画を下回りました。また、コンサルティングを重視した営業活動の展開により役務取引等利益の拡大を図ったものの、計画は未達となりました。さらに、大口融資先の事業再生に伴う信用コストの増加により、当期純利益は計画を下回る結果となりました。

【2026年度計画 (KGI) の修正】

金利環境の変化に伴い収益構造が変化したことを踏まえ、収益拡大の軸を平均残高の増加から利鞘（資金調達利回りと資金運用利回りの差）拡大へと見直したことによるものであります。

なお、現在、次期中期経営計画を策定中であり、2029年度の計画数値については、同計画の策定時に公表する予定であります。

地域と共にわくわくする「みらい」を創るKPI

| カテゴリ | KPI項目 実績の算出方法 | 前計画 | | 計画 (第I期) | | | |
|-------------------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 2023年度 実績 | 2024年度 計画 | 2024年度 実績 | 2025年度 計画 | 2025年度 実績 | 2026年度 計画 |
| こうざん ウェルビー イングKPI | 職場ワークライフバランス満足度 2025年度における (満足している行員数) ÷ (全行員数) | 67% | 70% | 78% | 72% | 73% | 75% |
| | 有給休暇取得率 2025年度における (有給休暇取得日数) ÷ (有給休暇付与日数) | 60% | 67% | 76% | 73% | 78% | 80% |
| | 行員向け研修・セミナー受講者数 (2025年度の受講者数) ÷ (2023年度の受講者数) | — | 110% | 113% | 120% | 346% | 130% |
| こうざん 活動量KPI | ミドルオフィスセンターでの預金関連事務時間比率 センター処理対象の預金関連事務について、(センター内処理時間) ÷ (総処理時間) | — | 0% | 10% | 11% | 20% | 40% |
| | 紙帳票削減率 (2025年度に削減した紙帳票年間使用枚数) ÷ (2023年度の紙帳票使用枚数) | — | ▲23% | ▲27% | ▲47% | ▲74% | ▲70% |
| | 渉外 総活動時間 (2025年度の総活動時間) ÷ (2023年度の総活動時間) | — | 157% | 117% | 213% | 164% | 270% |
| お客さまとの コミュニケーションKPI | 渉外総活動時間に占める主要業務*取組時間率 2025年度における (主要業務取組時間) ÷ (渉外総活動時間) | 60% | 68% | 63% | 77% | 80% | 85% |
| | 法人セミナー参加事業者数 (法人IB等含む) (2025年度の法人セミナー参加事業者数) ÷ (2023年度の法人セミナー参加事業者数) | — | 114% | 206% | 128% | 155% | 140% |
| | 個人セミナー参加者数 (職域・アプリ含む) (2025年度の個人セミナー参加者数) ÷ (2023年度の個人セミナー参加者数) | — | 114% | 105% | 128% | 109% | 140% |
| | 営業店によるライフプランニング訪問件数 (2025年度までの累計) | — | 800件 | 989件 | 1,600件 | 4,438件 | 2,400件 |
| お客さまとの みらい創造KPI | 経営相談受付件数 (2025年度の経営相談受付件数) ÷ (2023年度の経営相談受付件数) | — | 134% | 147% | 168% | 165% | 200% |
| | ソリューション成約率 2025年度における (ソリューション成約件数) ÷ (経営相談受付件数) | 26% | 27% | 28% | 29% | 31% | 30% |
| | アプリDL先数 (2025年度のアプリDL件数) ÷ (2023年度までのアプリDL件数) | — | +107% | +91% | +213% | +147% | +320% |
| | でんさい契約先数 (2025年度のでんさい契約先数) ÷ (2023年度までのでんさい契約先数) | — | +153% | +26% | +307% | +138% | +460% |

*主要業務・・・事業性融資、法人ソリューション、資産運用、消費者ローン

〈ご参考〉中期経営計画の進捗状況

計画数値 (KGI)

| | 前計画 | | 計画 (第1期) | | | |
|--------------------------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|
| | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2025年度 | 2026年度 | |
| | 実績 | 実績 | 計画 | 実績 | 当初計画 | 修正後 |
| 総預金平均残高 (億円) | 10,272 | 10,313 | 10,900 | 10,414 | 11,100 | 10,260 |
| 貸出金平均残高 (億円) | 7,328 | 7,336 | 7,600 | 7,403 | 7,650 | 7,410 |
| 有価証券平均残高 (億円) | 2,968 | 3,115 | 3,300 | 3,210 | 3,500 | 3,200 |
| コア業務純益 (投信解約損益を除く) (百万円) | 1,631 | 2,088 | 2,500 | 2,378 | 3,800 | 3,420 |
| 当期純利益 (百万円) | 1,140 | 790 | 1,190 | 502 | 2,090 | 1,960 |
| 顧客向けサービス業務利益 (百万円) | ▲1,068 | ▲1,074 | ▲760 | ▲1,088 | 10 | 580 |
| OHR (コア業務粗利益ベース) (%) | 83.8 | 84.3 | 82.8 | 82.6 | 75.9 | 76.7 |
| 自己資本比率 (%) | 8.3 | 8.8 | 8.6 | 8.8 | 8.7 | 8.7 |
| ROE (当期純利益/株主資本) (%) | 2.1 | 1.4 | 2.1 | 0.9 | 3.7 | 3.5 |

2025年度の実績は、資金利益の伸び悩み、役務取引等利益の未達および信用コストの増加などが、計画数値未達の主要因となっており、特に、金利環境の変化に対する収益構造の適応や、非金利収益の拡充、信用リスク管理の高度化が重要な課題であると認識しております。

これらを踏まえ、収益構造については金利環境の変化に対応し利鞘重視の運営への転換を図るとともに、機動的な資金運用・調達的高度化に取り組んでまいります。また、コンサルティング機能の強化による非金利収益の拡充および営業プロセスの見直しやDX・本部集中化による効率化を推進してまいります。

また、組織体制として、法人・個人それぞれの営業体制の再構築を進めるとともに、リスク統括機能の強化により適切なリスクテイクによる収益の拡大と、信用コストの抑制といった収益力の改善に取り組んでまいります。さらに、経営の透明性および監督機能の向上による経営基盤の安定化に努めるとともに、付加価値の高い金融サービスの提供を通じて地域社会の持続的発展に貢献してまいります。

第146期事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【当行の主要な事業内容】

当行は本店のほか支店70店舗において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託代理業務、投資信託窓口販売業務、損害保険窓口販売業務、生命保険窓口販売業務、インターネットバンキングサービス等、地域に密着した営業活動を展開しているほか、インターネット専用支店を1店舗展開しています。

【金融経済環境】

2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日）の日本経済は、アメリカの通商政策や中東情勢による影響がみられるなか、住宅建設は弱含んでおり、生産は横ばいの動きが継続したものの、個人消費は消費者マインドの改善もあって緩やかに持ち直しつつあります。また、公共投資は底堅く推移し、設備投資は緩やかに持ち直しており、全体としては緩やかに回復しました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、公共投資は横ばい圏内で推移し、生産は一部に弱さがみられたものの、設備投資は持ち直しの動きが継続しました。また、個人消費は堅調に推移し、雇用所得環境も改善しており、全体としては緩やかな持ち直しの動きとなりました。

【事業の経過および成果】

こうした経済環境下、当行は全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質の改善強化に努めてまいりました。

その結果、預金は法人預金が増加したものの、個人預金が金利志向や投資意欲の高まりなどから減少し、公金預金も減少したことから期中209億円減少して、期末残高は9,788億円（前期末比2.09%減）となりました。

貸出金は地域中小企業を中心とする事業融資に積極的に取り組んだものの、期中118億円減少して、期末残高は7,370億円（前期末比1.58%減）となりました。

また、有価証券は、期中134億円増加して、期末残高は2,970億円（前期末比4.72%増）となりました。

損益面では、資金利益および株式等関係損益の増加等により経常利益は期中48百万円増加して11億7百万円（前期末比4.53%増）となりました。一方で、当期純利益は法人税等が増加したことから期中2億88百万円減少して5億2百万円（前期末比36.45%減）となりました。

【当行が対処すべき課題】

地域においては、人口減少・少子高齢化という社会構造の変化が続き、また、中東情勢の緊迫化に端を発したエネルギー価格の上昇やグローバルな不確実性の高まりの影響が見え始めています。

インフレ率や金利の上昇、人手不足が常態となる一方で、AIの実務利用の進展により、コミュニケーションや業務の効率化が図られることが見込まれます。

経済環境が大きく変化する中で、これまで以上に経済動向への感度を高め、地域経済やお客さまへの影響を的確に捉えながら、対応策を機動的に講じてまいります。

当行は、お客さまの「人・事業・財」の調和と地域で暮らす人々のウェルビーイングの向上を目指すことが重要な使命であるとの認識のもと、2024年度より開始した中期経営計画『地域とこうぎんの「みらい」第Ⅰ期：展望の共有』に掲げた「地域のわくわくが集まる新世代ターミナル」の実現に向けて、地域と共に持続的な成長を目指す施策を継続的に改善しながら展開しております。

具体的には、お客さまのニーズをしっかりと把握し、資金調達・資産運用・非金利分野も含めた最適なソリューションをご提供できるよう、お客さま向けの営業体制を再編成いたします。

また、リスク統括部の設置により、組織横断的な観点からリスクを一元的に把握し、経営によるリスク方針の策定に資するとともに、業務執行部署（一線）に対するリスク管理・牽制機能（二線）を強化してまいります。

さらに、コーポレート・ガバナンス（企業統治）のさらなる充実を図るため、本株主総会にご承認いただくことを条件として監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを予定しており、取締役会における監査・監督機能の強化と経営の透明性向上に取り組んでまいります。

また、これまでの“face to face”によるきめ細やかな対応を大切にしながら、「真っ先に相談したい」と思っただけの銀行を目指してまいります。加えて、気候変動問題への積極的な取り組みを通じて、地域金融機関としての責務を果たすとともに、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

当行はこれからも、「地域のわくわくが集まる新世代ターミナル」として、人や知識が交流する基盤となり、地域の皆さまが新たな挑戦を重ねていくための礎となれるよう、地域の発展に向けた活動を続けてまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

| | | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|------------|--------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 預 | 金 | 1,008,632 | 1,029,036 | 999,797 | 978,897 |
| | 定期性預金 | 433,308 | 430,752 | 412,552 | 395,889 |
| | その他 | 575,323 | 598,284 | 587,244 | 583,007 |
| 貸 | 出金 | 757,638 | 750,734 | 748,907 | 737,026 |
| | 個人向け | 117,213 | 119,256 | 118,772 | 122,816 |
| | 中小企業向け | 475,424 | 455,042 | 451,968 | 437,425 |
| | その他 | 165,000 | 176,435 | 178,166 | 176,784 |
| 商品有価証券 | | — | — | — | — |
| 有 | 価証券 | 291,804 | 298,667 | 283,632 | 297,036 |
| | 国債 | 6,178 | 8,930 | 21,972 | 24,589 |
| | その他 | 285,626 | 289,736 | 261,660 | 272,447 |
| 総資産 | | 1,174,496 | 1,131,952 | 1,142,700 | 1,146,363 |
| 内国為替取扱高 | | 3,304,700 | 3,381,692 | 3,481,760 | 3,509,741 |
| 外国為替取扱高 | | 百万ドル 362 | 百万ドル 301 | 百万ドル 325 | 百万ドル 479 |
| 経常利益 | | 2,280 | 1,617 | 1,059 | 1,107 |
| 当期純利益 | | 1,484 | 1,140 | 790 | 502 |
| 1株当たり当期純利益 | | 円 銭 127.64 | 円 銭 100.99 | 円 銭 66.41 | 円 銭 37.93 |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度末株式数53千株、期中平均株式数66千株。)

(3) 使用人の状況

| | 当 年 度 末 |
|-------------|---------|
| 使 用 人 数 | 718人 |
| 平 均 年 齢 | 40才 1月 |
| 平 均 勤 続 年 数 | 16年5月 |
| 平 均 給 与 月 額 | 405千円 |

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

| | 当 年 度 末 | |
|-------|---------|-------|
| | 店 | うち出張所 |
| 高 知 県 | 60 | (0) |
| 愛 媛 県 | 5 | (0) |
| 徳 島 県 | 3 | (0) |
| 香 川 県 | 1 | (0) |
| 岡 山 県 | 1 | (0) |
| 大 阪 府 | 1 | (0) |
| 東 京 都 | 1 | (0) |
| 合 計 | 72 | (0) |

(注) 営業所数には、インターネット専用支店（1カ店）、および店舗内店舗（ブランチ・イン・ブランチ）を含んでおります。

□ 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ 当年度廃止営業所
該当ありません。

- (注) 1. 当事業年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
 香我美町出張所（高知県香南市香我美町下分3920）
 2. 2026年5月29日に次の店舗外現金自動設備の廃止を予定しております。
 天神橋通り出張所（高知県高知市本町三丁目3番地47号）
 針木出張所（高知県高知市朝倉西町二丁目16番12号）
 介良出張所（高知県高知市介良字山ノ後乙1122番6）
 吉良川出張所（高知県室戸市吉良川町甲2273番地）

事業報告

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

| | |
|---------------|----------|
| 設 備 投 資 の 総 額 | 1,294百万円 |
|---------------|----------|

(注) 設備投資の総額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

ロ 重要な設備の新設等

1. 新設（移設）した設備

| 営業所等 | 所在地 | 設備の内容 | 敷地面積 (㎡) | 建物延べ面積 (㎡) | 価格 (百万円) | 完了年月 |
|--------|-------------|-------|-------------|---------------|-------------|----------|
| 宿毛支店 | 高知県 宿毛市 | 店舗 | － | 514.07 | 322 | 2025年11月 |
| 中村支店隣地 | 高知県 四万十市 | 駐車場用地 | 127.80 | － | 7 | 2025年6月 |

(注) 1. 宿毛支店の土地は、賃借のため敷地面積は記載していません。

2. 中村支店隣地は、駐車場用地購入のため建物延べ面積は記載していません。

2. 売却した設備

該当ありません。

3. 改修した設備

| 営業所等 | 所在地 | 設備の内容 | 敷地面積 (㎡) | 建物延べ面積 (㎡) | 価格 (百万円) | 完了年月 |
|------|------------|-------|-------------|---------------|-------------|---------|
| 本店 | 高知県 高知市 | 内部改修 | 1,491.68 | 7,932.81 | 33 | 2025年7月 |
| 本店 | 高知県 高知市 | 外壁改修 | 1,491.68 | 7,932.81 | 10 | 2026年3月 |

(6) 重要な子会社等の状況

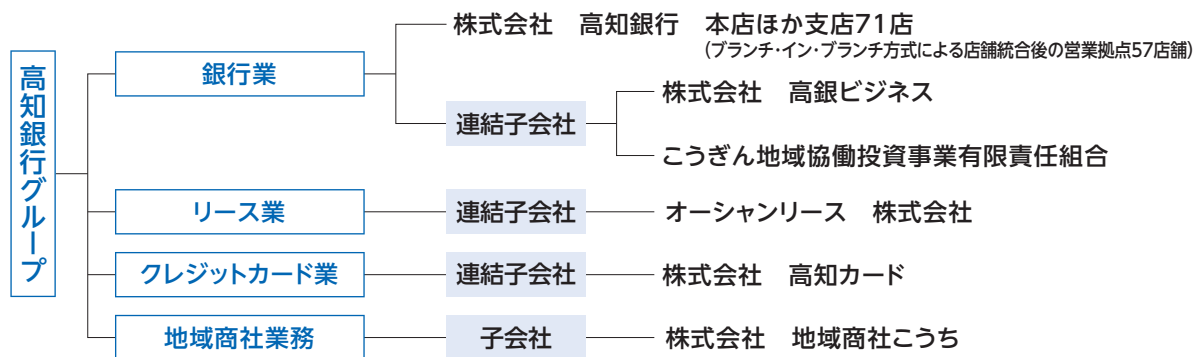
イ 子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|----------------------------|----------------------------------|-----------------------------|-----------|------------------|-----|
| 株式会社 高銀ビジネス | 高知市本町 三丁目3番4号 | 現金整理、物品販売、店舗 警備、店舗清掃等の業務 | 百万円 10 | % 100 | 子会社 |
| オーシャンリース 株式会社 | 高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよりビル3F | リース業務 | 20 | 45 (—) | 子法人 |
| 株式会社 高知カード | 高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよりビル2F | クレジットカード業務 | 20 | 42.5 (37.5) | 子法人 |
| こうぎん地域協働 投資事業 有限責任組合 | 高知市堺町 2番24号 高知銀行本店内3F | 投資業務 | 600 | — | 子法人 |

(注) 1. 上記4社が、連結子会社であります。

2. 「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有の割合（内書き）であります。

3. こうぎん地域協働投資事業有限責任組合は、2026年3月31日をもって解散し、現在清算中であります。



□ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀35行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀35行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連540（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀35行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。また、セブン銀行、ローソン銀行およびコンビニに設置しているイーネットとは、CAFIS経由方式で現金自動設備による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。
5. 四国島内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職 |
|------------------|--------------------|---|---|
| (代表取締役) 取締役会長 | 海 治 勝 彦 | 市場金融部・監査部担当 | |
| (代表取締役) 取締役頭取 | 河 合 祐 子 (現姓：山田) | 東京支店・営業本部・みらいサポート部・ 経営統括部（リスク統括室除く）担当 営業本部長 | |
| 常務取締役 | 吉 村 卓 浩 | 県外支店（東京支店除く）・ コンプライアンス統括部・ 経営統括部（リスク統括室）担当 | |
| 常務取締役 | 深 見 英 治 | 融資統括部担当 | |
| 常務取締役 | 寺 川 智 文 | ITイノベーション部・部店サポート部・ 人事総務部担当 | |
| 取締役 (社外取締役) | 石 田 恵 美 (現姓：矢野) | | BACeLL法律会計事務所代表 東洋証券株式会社社外取締役 |
| 取締役 (社外取締役) | 衛 藤 公 洋 | | アフラック生命保険株式会社 シニアアドバイザー |
| 取締役 (社外取締役) | 松 尾 晋 次 | | 高知県公安委員長 |
| 常勤監査役 (社外監査役) | 山 田 浩 | | |
| 常勤監査役 | 苅 谷 正 人 | | |
| 監査役 (社外監査役) | 梅 田 昭 彦 | | 梅田昭彦税理士事務所税理士 公益社団法人日本医業経営 コンサルタント協会副会長 |

(当事業年度中に退任した役員)

| 退任時の地位 | 氏名 | 退任日 |
|------------------|---------|--------------------|
| (代表取締役) 取締役会長 | 森 下 勝 彦 | 2025年6月25日退任（任期満了） |
| 常務取締役 | 田 村 忍 | 2025年6月25日退任（任期満了） |

事業報告

| 退任時の地位 | 氏名 | 退任日 |
|----------------|------------------|--------------------|
| 取締役 (社外取締役) | 北川 展子 (現姓：永房) | 2025年6月25日退任(任期満了) |
| 取締役 (社外取締役) | 井奥 和男 | 2025年6月25日退任(任期満了) |
| 取締役 (社外取締役) | 近谷 逸郎 | 2025年6月25日退任(任期満了) |

- (注) 1. 寺川智文、石田恵美、衛藤公洋および松尾晋次の4氏は、2025年6月25日開催の第145期定時株主総会において、取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 社外取締役ならびに社外監査役である石田恵美、衛藤公洋、松尾晋次、山田 浩および梅田昭彦の5氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役石田恵美氏は、公認会計士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役梅田昭彦氏は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度において、次のとおり取締役の地位および担当の変更がありました。

| 氏名 | 異動前 | 異動後 | 異動年月日 |
|---------|---|---|-------------|
| 海 治 勝 彦 | 取締役頭取 営業本部担当 営業本部長 | 取締役会長 監査部担当 | 2025年6月25日 |
| | 取締役会長 監査部担当 | 取締役会長 市場金融部・監査部担当 | 2025年11月11日 |
| 河 合 祐 子 | 取締役副頭取 ITイノベーション部・ 部店サポート部・市場金融部担当 | 取締役頭取 東京支店・営業本部・みらいサポート部・ 経営統括部(リスク統括室除く)担当 営業本部長 | 2025年6月25日 |
| 吉 村 卓 浩 | 常務取締役 コンプライアンス統括部・ 経営統括部担当 | 常務取締役 県外支店(東京支店除く)・ 市場金融部・コンプライアンス統括部・ 経営統括部(リスク統括室)担当 | 2025年6月25日 |
| | 常務取締役 県外支店(東京支店除く)・ 市場金融部・コンプライアンス統括部・ 経営統括部(リスク統括室)担当 | 常務取締役 県外支店(東京支店除く)・ コンプライアンス統括部・ 経営統括部(リスク統括室)担当 | 2025年11月11日 |

(ご参考)

当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位および担当は以下のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当 |
|------|---------|-----------------------------|
| 執行役員 | 川 渕 孝 | 本店営業部長兼東支店長兼地区担当部長（本店営業部担当） |
| 執行役員 | 宮 地 憲 一 | 地区担当部長（高知県西部地区担当） |
| 執行役員 | 野 島 隆 志 | 地区担当部長（高知県東部地区担当） |
| 執行役員 | 植 田 伸 一 | 経営統括部長 |
| 執行役員 | 門 田 基 | みらいサポート部長兼よさこいおきゃく支店長 |
| 執行役員 | 野 坂 信 理 | 人事総務部長 |
| 執行役員 | 野 崎 博 通 | 地区担当部長（高知市内地区担当） |
| 執行役員 | 森 岡 寛 | 市場金融部長 |

2026年6月26日付の執行役員の体制は以下を予定しております。

(2026年6月26日予定)

| 地位 | 氏名 | 担当 |
|------|---------|----------------------------------|
| 執行役員 | 川 渕 孝 | 地区担当部長（本店営業部・高知県南国市内地区担当）兼法人営業部長 |
| 執行役員 | 宮 地 憲 一 | 地区担当部長（高知県西部地区担当） |
| 執行役員 | 野 島 隆 志 | 地区担当部長（高知県東部地区担当） |
| 執行役員 | 門 田 基 | リテール営業部長兼よさこいおきゃく支店長 |
| 執行役員 | 野 坂 信 理 | 人事総務部長 |
| 執行役員 | 森 岡 寛 | 市場金融部長 |
| 執行役員 | 岡 本 俊 二 | 法人企画部長 |
| 執行役員 | 長 崎 仁 | リスク統括部長 |
| 執行役員 | 藤 岡 敬 久 | 地区担当部長（高知市内地区担当）兼法人営業部長 |
| 執行役員 | 森 本 恒 司 | 経営統括部長 |

事業報告

(2) 責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---------|--|
| 石 田 恵 美 | 当行は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。 |
| 衛 藤 公 洋 | |
| 松 尾 晋 次 | |
| 山 田 浩 | |
| 梅 田 昭 彦 | |

(3) 補償契約

補償契約は、締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

| 被保険者の範囲 | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要 |
|-------------|---|
| 当 行 取 締 役 | 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。 なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。 |
| 当 行 監 査 役 | |
| 当 行 執 行 役 員 | |

(5) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分 | | 人数 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | |
|------|-------|-----|--------|------------|---------|-------|
| | | | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 退職慰労金 |
| 取締役 | 社内取締役 | 7名 | 107百万円 | 91百万円 | 9百万円 | 7百万円 |
| | 社外取締役 | 6名 | 14百万円 | 14百万円 | — | — |
| | 合計 | 13名 | 121百万円 | 105百万円 | 9百万円 | 7百万円 |
| 監査役 | 社内監査役 | 1名 | 13百万円 | 13百万円 | — | — |
| | 社外監査役 | 2名 | 19百万円 | 19百万円 | — | — |
| | 合計 | 3名 | 32百万円 | 32百万円 | — | — |

(注) 1. 「人数」には、2025年6月25日開催の第145期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名を含んでおります。

2. 業績連動報酬等は、株式報酬に係る費用計上額であります。

② 業績連動報酬等に関する事項

当行は、業績連動報酬として業績連動型株式報酬制度を導入しております。

業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80%と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20%で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の普通株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益1,190百万円であり、実績は502百万円でありました。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

| 役員区分 | 報酬等の種類 | 報酬等の総額 | 株主総会決議日 | 決議された株主総会 終結時点の人数 |
|-------|-----------|-----------------------------------|---------------------------|----------------------|
| 取締役 | 金銭報酬 | 年額132百万円以内 | 2008年6月26日 第128期定時株主総会 | 7名 (うち社外取締役0名) |
| 社内取締役 | 業績連動型株式報酬 | 当初4年間は72百万円以内 以後延長時は3年間54百万円以内 | 2017年6月27日 第137期定時株主総会 | 6名 |
| 監査役 | 金銭報酬 | 年額54百万円以内 | 2008年6月26日 第128期定時株主総会 | 5名 |

- (注) 1. 業績連動型株式報酬は、2024年11月12日開催の取締役会決議により、期間を延長しております。
2. 株式報酬型ストック・オプションは廃止しており、新規に新株予約権の付与は行っておりません。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当行は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当行取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬により構成されており、業績への責任に鑑み、役位が高いほど、報酬全体に占める業績連動型株式報酬の割合を高くすることとしております。

基本報酬および業績連動型株式報酬の決定におきましては、当行の業績を踏まえて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

なお、社外取締役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

記載すべき事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

他の法人等との重要な兼職の状況につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員（取締役）の状況」（44頁）に記載のとおりであります。なお、当行と当該他の法人等との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会および監査役会への出席状況 | 取締役会および監査役会における発言その他の活動状況 |
|--------------|-------|----------------------------------|--|
| 取締役 石田 恵美 | 0年9カ月 | 取締役会 13回中13回出席 | 公認会計士および弁護士としての豊富な経験と高い法令遵守の精神を有していることに加え、金融機関や上場企業等での社外取締役および社外監査役を歴任する中で培った幅広い知見を有しております。 これらの経験等を活かし、また、指名報酬委員会の委員長としての活動を通じて、当行への助言や業務執行に対する適切な監督を実施しております。 |
| 取締役 衛藤 公洋 | 0年9カ月 | 取締役会 13回中13回出席 | 日本銀行において金融市場局、高知支店長、金融機構局長、名古屋支店長、大阪支店長などの要職を歴任しております。また、現在はアフック生命保険株式会社のシニアアドバイザーを務めており、高知県をはじめとする金融経済情勢や金融機関経営に関する高い知見に加え、他社の要職において培った幅広い経験を有しております。 これらの経験等を活かし、また、指名報酬委員会の委員としての活動を通じて、当行への助言や業務執行に対する適切な監督を実施しております。 |
| 取締役 松尾 晋次 | 0年9カ月 | 取締役会 13回中13回出席 | 高知県庁、公益財団法人高知県総合保健協会、高知県立文学館および高知県立高知城歴史博物館において要職を歴任しております。さらに、現在は高知県公安委員長の要職を務めており、高知県行政における幅広い知見と豊富な経験を有しております。 これらの経験等を活かし、また、指名報酬委員会の委員としての活動を通じて、当行への助言や業務執行に対する適切な監督を実施しております。 |
| 監査役 山田 浩 | 9年9カ月 | 取締役会 18回中18回出席 監査役会 18回中17回出席 | 監査役として経営を監督するとともに、財務および金融行政における豊富な経験と知見を活かすことで、当行への助言や業務執行に対する適切な監督を実施しております。 |

事業報告

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会および監査役会への出席状況 | 取締役会および監査役会における発言その他の活動状況 |
|--------------|-------|----------------------------------|---|
| 監査役 梅田 昭彦 | 1年9カ月 | 取締役会 18回中18回出席 監査役会 18回中18回出席 | 監査役として経営を監督するとともに、税理士としての専門的知見と医療経営コンサルタントとしての経営指導における豊富な経験を活かすことで、当行への助言や業務執行に対する適切な監督を実施しております。 |

- (注) 1. 監査役の山田 浩氏は病気療養のため、当事業年度中に開催された監査役会を1回欠席しております。現在は回復し、監査役としての活動に支障はありません。
2. 社外取締役石田恵美、衛藤公洋および松尾晋次の3氏は、2025年6月25日開催の第145期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしましたので、2025年6月25日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しており、開催回数が他の社外役員と異なっております。

(3) 社外役員に対する報酬等

社外役員に対する報酬等につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（5）会社役員に対する報酬等① 当事業年度に係る報酬等の総額等」（48頁）に記載のとおりであります。

(4) 社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式 40,900千株
第2種優先株式 1,000千株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 10,244千株
(自己株式52,031株含む)
第2種優先株式 680千株

(3) 株主数

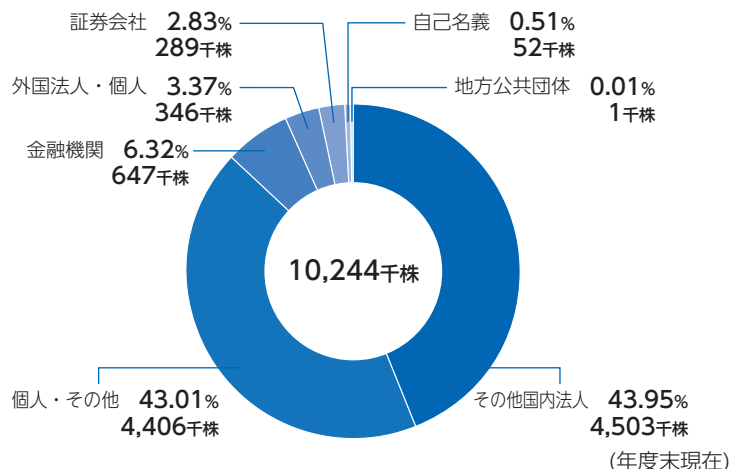
普通株式 6,340名
第2種優先株式 27名

(4) 大株主

① 普通株式（上位10名）

株式分布状況（普通株式）

■所有者別分布



| 株主の氏名または名称 | 当行への出資状況 | |
|-------------------------------------|----------|---------|
| | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
| 技 研 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 | 1,621 | 15.90 |
| 高 知 銀 行 持 株 会 | 441 | 4.32 |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ） | 271 | 2.66 |
| 信 和 建 設 株 式 会 社 | 235 | 2.30 |
| 四 国 総 合 信 用 株 式 会 社 | 206 | 2.02 |
| 株 式 会 社 技 研 製 作 所 | 169 | 1.66 |
| 株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ | 158 | 1.55 |
| D O S O 株 式 会 社 | 135 | 1.32 |
| 株 式 会 社 豊 和 銀 行 | 102 | 1.00 |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社 | 95 | 0.93 |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（52,031株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行は業績連動型株式報酬制度を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託口）（以下「カストディ信託口」といいます。）が当行株式53千株を取得しております。
なお、カストディ信託口が所有する当行株式については、自己株式に含めておりません。

事業報告

② 第2種優先株式（上位11名）

（年度末現在）

| 株主の氏名または名称 | 当行への出資状況 | |
|-------------------------|----------|---------|
| | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
| 株 式 会 社 愛 媛 銀 行 | 50 | 7.35 |
| 株 式 会 社 香 川 銀 行 | 50 | 7.35 |
| 株 式 会 社 高 知 丸 高 | 50 | 7.35 |
| グ イ コ ー 通 産 株 式 会 社 | 50 | 7.35 |
| 株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行 | 50 | 7.35 |
| 株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ | 50 | 7.35 |
| 株 式 会 社 エ ス ・ ケ ー ・ ケ ー | 30 | 4.41 |
| 株 式 会 社 技 研 製 作 所 | 30 | 4.41 |
| 北 村 商 事 株 式 会 社 | 30 | 4.41 |
| 株 式 会 社 大 東 銀 行 | 30 | 4.41 |
| 株 式 会 社 轟 組 | 30 | 4.41 |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 役員への交付株式

| 役員区分 | 交付対象者数 | 交付株式の総数（千株） | 交付株式の内訳 | |
|-----------|--------|-------------|-------------|---------------|
| | | | 受領した株式数（千株） | 金銭換価した株式数（千株） |
| 社 内 取 締 役 | 2名 | 普通株式 35千株 | 普通株式 28千株 | 普通株式 7千株 |

- (注) 1. 業績連動型株式報酬制度に基づき、当事業年度中に退任した会社役員に対して交付した株式を記載しております。
 2. 交付株式の一部は金銭換価し、換価処分金相当額を給付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

| 氏名または名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|---|--------------|--|
| 有限責任 あずさ 監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 小 幡 琢 哉 指定有限責任社員 業務執行社員 西 芳 範 | 6,250万円 | (報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠及び会計監査人の職務遂行状況等について確認し審議した結果、本報酬額は適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。 |

- (注) 1. 当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 6,450万円
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は、締結しておりません。

(3) 補償契約

補償契約は、締結しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査の適切性について、監査品質や独立性等から毎年総合的に評価し、必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

第146期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 98,498 | 預 当 座 預 金 | 978,897 |
| 現 預 金 | 15,169 | 当 普 通 預 金 | 44,232 |
| 預 け 金 | 83,329 | 座 通 蓄 預 金 | 522,559 |
| 金 銭 の 信 託 | 1,003 | 貯 蓄 預 金 | 8,772 |
| 有 価 証 券 | 297,036 | 通 知 預 金 | 790 |
| 国 債 | 24,589 | 定 期 預 金 | 395,434 |
| 地 方 債 | 6,445 | そ の 他 の 預 金 | 455 |
| 社 債 | 164,098 | 譲 渡 の 他 性 預 金 | 6,652 |
| 株 式 | 22,422 | 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 | 33,000 |
| そ の 他 の 証 券 | 79,480 | 借 入 金 | 5,701 |
| 貸 出 金 | 737,026 | 外 国 為 替 金 | 73,319 |
| 割 引 手 形 付 越 | 1,371 | 未 払 外 国 為 替 | 8 |
| 手 形 貸 付 | 18,013 | そ の 他 負 債 | 8,103 |
| 証 書 貸 付 | 624,894 | 未 払 法 人 税 | 361 |
| 当 座 貸 貸 | 92,747 | 未 前 給 付 融 補 派 填 備 | 1,402 |
| 外 国 為 替 | 1,048 | 給 金 り 資 産 | 557 |
| 外 国 他 店 預 け 替 | 1,000 | 賞 賜 預 金 | 0 |
| 取 立 外 国 為 替 | 48 | 株 式 報 酬 引 当 金 | 482 |
| そ の 他 資 産 | 2,932 | 再 評 価 に 係 る 繰 上 償 負 | 28 |
| 前 払 費 用 | 98 | 支 払 承 承 延 税 金 負 債 | 20 |
| 未 収 収 益 | 1,096 | 負 債 の 部 合 計 | 5,249 |
| 金 融 派 生 商 品 | 36 | (純 資 産 の 部) | 323 |
| そ の 他 の 資 産 | 1,700 | 資 本 本 余 金 | 78 |
| 有 形 固 定 資 産 | 15,679 | 資 本 本 余 金 | 33 |
| 建 物 | 5,218 | 資 本 本 余 金 | 1,551 |
| 土 地 | 9,652 | 資 本 本 余 金 | 2,108 |
| 土 一 ス 資 産 | 26 | 利 益 剰 余 金 | 1,103,125 |
| 建 設 仮 勘 定 産 | 1 | 利 益 剰 余 金 | 15,444 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 780 | 利 益 剰 余 金 | 10,294 |
| 無 形 固 定 資 産 | 932 | 利 益 剰 余 金 | 7,651 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 716 | 利 益 剰 余 金 | 2,643 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 産 | 173 | 利 益 剰 余 金 | 28,280 |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 42 | 利 益 剰 余 金 | 1,513 |
| 前 払 年 金 費 用 | 937 | 利 益 剰 余 金 | 26,767 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,548 | 利 益 剰 余 金 | 234 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 2,108 | 利 益 剰 余 金 | 26,533 |
| 貸 倒 引 当 金 | △12,391 | 自 己 株 式 | △131 |
| 資 産 の 部 合 計 | 1,146,363 | 【株 主 資 本 合 計】 | 53,887 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △13,729 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 3,077 |
| | | 【評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計】 | △10,651 |
| | | 新 株 予 約 権 | 2 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 43,238 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 1,146,363 |

第146期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 |
|------|----|--------|
| 経常収入 | 益 | 21,787 |
| 貸出金 | 利息 | 15,656 |
| 貸出証券 | 利息 | 10,959 |
| 貸出証券 | 利息 | 4,300 |
| 貸出証券 | 利息 | 387 |
| 貸出証券 | 利息 | 8 |
| 貸出証券 | 利息 | 2,374 |
| 貸出証券 | 利息 | 532 |
| 貸出証券 | 利息 | 1,842 |
| 貸出証券 | 利息 | 93 |
| 貸出証券 | 利息 | 39 |
| 貸出証券 | 利息 | 53 |
| 貸出証券 | 利息 | 3,662 |
| 貸出証券 | 利息 | 289 |
| 貸出証券 | 利息 | 3,252 |
| 貸出証券 | 利息 | 5 |
| 貸出証券 | 利息 | 114 |
| 経常費用 | 費用 | 20,679 |
| 貸出証券 | 利息 | 2,636 |
| 貸出証券 | 利息 | 2,203 |
| 貸出証券 | 利息 | 154 |
| 貸出証券 | 利息 | 4 |
| 貸出証券 | 利息 | 5 |
| 貸出証券 | 利息 | 268 |
| 貸出証券 | 利息 | 0 |
| 貸出証券 | 利息 | 1,271 |
| 貸出証券 | 利息 | 52 |
| 貸出証券 | 利息 | 1,218 |
| 貸出証券 | 利息 | 2,943 |
| 貸出証券 | 利息 | 262 |
| 貸出証券 | 利息 | 2,047 |
| 貸出証券 | 利息 | 572 |
| 貸出証券 | 利息 | 49 |
| 貸出証券 | 利息 | 10 |
| 貸出証券 | 利息 | 11,476 |
| 貸出証券 | 利息 | 2,351 |
| 貸出証券 | 利息 | 894 |
| 貸出証券 | 利息 | 657 |
| 貸出証券 | 利息 | 415 |
| 貸出証券 | 利息 | 262 |
| 貸出証券 | 利息 | 122 |
| 経常利益 | 利益 | 1,107 |
| 経常損失 | 損失 | 101 |
| 経常利益 | 利益 | 1,005 |
| 経常損失 | 損失 | 68 |
| 経常利益 | 利益 | 33 |
| 経常利益 | 利益 | 448 |
| 経常損失 | 損失 | 54 |
| 経常利益 | 利益 | 503 |
| 経常損失 | 損失 | 502 |

第146期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------|-----------------------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 98,659 | 預 金 | 977,726 |
| 金 銭 の 信 託 | 1,003 | 讓 渡 性 預 金 | 33,000 |
| 有 価 証 券 | 297,267 | 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 | 5,701 |
| 貸 出 金 | 732,635 | 借 用 金 | 75,402 |
| 外 国 為 替 | 1,048 | 外 国 為 替 | 8 |
| リース債権及びリース投資資産 | 7,032 | そ の 他 負 債 | 11,031 |
| そ の 他 資 産 | 9,982 | 賞 与 引 当 金 | 336 |
| 有 形 固 定 資 産 | 16,008 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 33 |
| 建 物 | 5,219 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 78 |
| 土 地 | 9,662 | 株 式 報 酬 引 当 金 | 33 |
| 建 設 仮 勘 定 | 1 | 繰 延 税 金 負 債 | 117 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 1,124 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,551 |
| 無 形 固 定 資 産 | 959 | 支 払 承 諾 | 2,108 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 742 | 負 債 の 部 合 計 | 1,107,129 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 173 | (純 資 産 の 部) | |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 43 | 資 本 金 | 15,444 |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 1,020 | 資 本 剰 余 金 | 10,291 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,518 | 利 益 剰 余 金 | 30,802 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 2,108 | 自 己 株 式 | △131 |
| 貸 倒 引 当 金 | △12,641 | 【株 主 資 本 合 計】 | 56,406 |
| 資 産 の 部 合 計 | 1,156,604 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △13,644 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 3,077 |
| | | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 56 |
| | | 【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計】 | △10,509 |
| | | 新 株 予 約 権 | 2 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 3,575 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 49,474 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 1,156,604 |

第146期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------|--------|--------|
| 経 常 収 益 | | 28,379 |
| 資 金 運 用 収 益 | 15,666 | |
| 貸 出 金 利 息 | 10,942 | |
| 有 価 証 券 利 息 配 当 金 | 4,327 | |
| 預 け 金 利 息 | 388 | |
| そ の 他 の 受 入 利 息 | 8 | |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 2,703 | |
| そ の 他 業 務 収 益 | 6,329 | |
| そ の 他 経 常 収 益 | 3,680 | |
| 償 却 債 権 取 立 益 | 289 | |
| そ の 他 の 経 常 収 益 | 3,390 | |
| 経 常 費 用 | | 26,998 |
| 資 金 調 達 費 用 | 2,654 | |
| 預 金 利 息 | 2,203 | |
| 譲 渡 性 預 金 利 息 | 154 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 4 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 5 | |
| 借 用 金 利 息 | 286 | |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,467 | |
| そ の 他 業 務 費 用 | 8,731 | |
| 営 業 経 費 | 11,778 | |
| そ の 他 経 常 費 用 | 2,366 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 911 | |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | 1,455 | |
| 経 常 利 益 | | 1,380 |
| 特 別 利 益 | | 0 |
| 固 定 資 産 処 分 益 | 0 | |
| 特 別 損 失 | | 100 |
| 固 定 資 産 処 分 損 失 | 67 | |
| 減 損 | 33 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 1,280 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 533 | |
| 法人税等調整額 | 41 | |
| 法人税等合計 | | 575 |
| 当期純利益 | | 704 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 108 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 596 |

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 幡 琢 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 芳 範

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高知銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 幡 琢 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 芳 範

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高知銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第146期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社高知銀行 監査役会

常勤監査役 山 田 浩 ㊟

常勤監査役 苅 谷 正 人 ㊟

監 査 役 梅 田 昭 彦 ㊟

(注) 監査役山田浩及び監査役梅田昭彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、運営方針を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定めております。

なお、本基本方針は当行ホームページで公表しております。

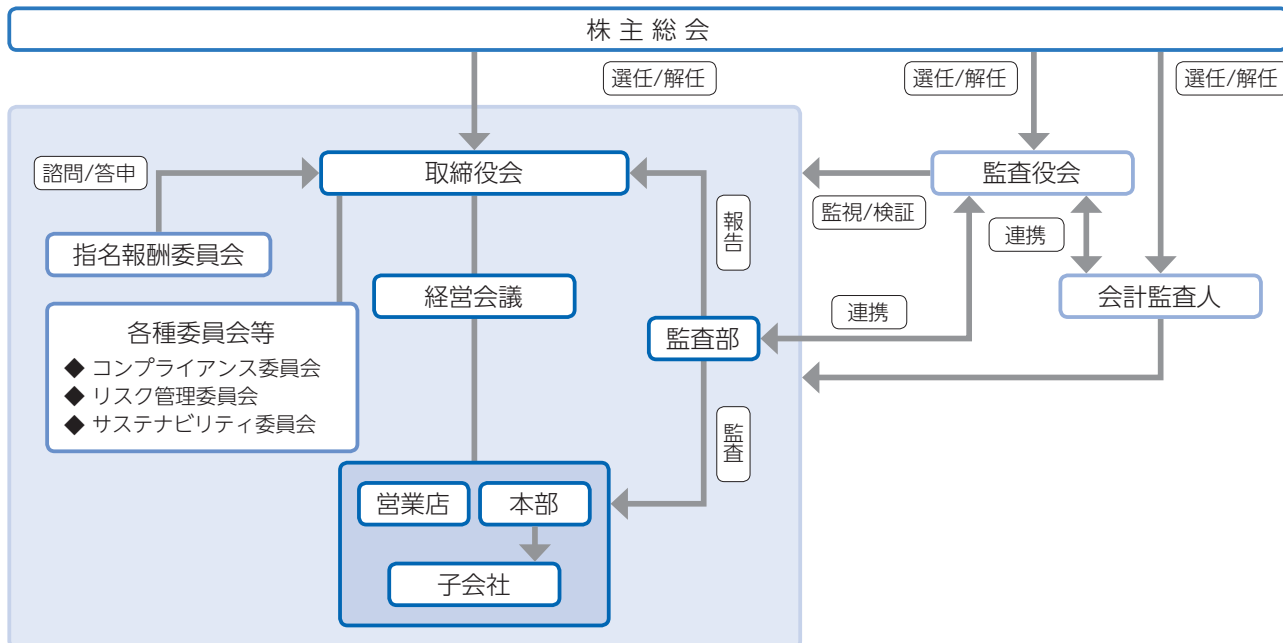
<https://www.kochi-bank.co.jp/about/corporate-governance/>



<<コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方>>

- ・株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果敢な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- ・地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- ・取締役会による業務執行の監督機能を一層充実させるため、社外取締役が役割を発揮するための態勢づくりに不断に取り組みます。

<<コーポレート・ガバナンス体制図>>

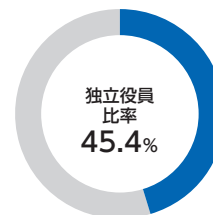
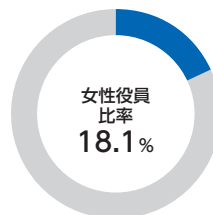


<<取締役会の実効性の評価結果の概要>>

当行は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役および監査役全員を対象にアンケート調査（設問数：43問）を実施し、その集計結果および自由記載意見を基に、社外役員が中心となって分析・評価を行っております。その結果、次のような観点から、当行の取締役会は実効性が確保されているものと評価しております。評価を通じて認識した課題につきましては関係会議体との連携なども含め継続的に取り組み、取締役会の実効性向上に努めてまいります。

- ・取締役会の構成およびこれを支える体制については、人数や構成員の知識・経験・能力、社外取締役の適切な関与、ならびに情報提供や連携体制の整備等の観点から、全体として適切に機能しているものと評価しております。
- ・取締役会の運営については、議案の整理や資料の内容・分量、論点の明確化、説明の在り方等に関して改善の余地があることを確認しており、審議事項の一層の明確化と情報提供の工夫により、取締役会における議論の質の向上に努めてまいります。
- ・取締役会で取り上げる議題については、経営戦略やグループ経営、資本政策、後継者育成等の主要議題に関し、より踏み込んだ議論が必要であるとの認識を共有しており、中長期的な企業価値向上を意識し、当該議題に関する審議の一層の充実を図ってまいります。

取締役会の構成（2026年3月31日現在）
取締役会の議長：河合 祐子（代表取締役）
取締役の人数：8名
監査役の人数：3名
女性役員：河合 祐子、石田 恵美
独立社外取締役：石田 恵美、衛藤 公洋、松尾 晋次
独立社外監査役：山田 浩、梅田 昭彦



<<独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言>>

取締役等の候補者の指名及び報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観的を確保することや、将来の経営陣の育成を含めた後継者計画を検討することを目的に、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、毎年1回以上開催することとしております。

2025年度には委員会を17回開催し、取締役の選任、役付き取締役の選定、代表取締役頭取の選任（同候補者との面談含む）、執行役員を選任、取締役の報酬額配分、株式報酬制度におけるポイント付与などを審議しました。

委員会の構成（2026年3月31日現在）
社内取締役：河合 祐子（代表取締役）、寺川 智文
社外取締役：石田 恵美（委員長）、衛藤 公洋、松尾 晋次

<<政策保有株式の保有方針および議決権行使基準>>

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

地域金融機関として、当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献や資本コスト等の経済合理性などを踏まえて保有意義を判断し、その保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

(2) 政策投資株式の保有意義検証

政策保有株式の保有意義検証は、取締役会にて保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等が資本コストに見合っているか、将来の見通し等も踏まえて、投資先ごとに保有意義の妥当性を検討しました。

引き続き、政策保有の目的に照らし保有意義が薄れた株式については、配当利回りや株価の状況等の経済合理性を踏まえて適宜売却等を検討します。

(3) 政策保有株式の議決権行使基準

議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点を重視し、個別に議案への賛否を判断します。

特に以下の議案については、十分な検証を行い賛否の適切性を確保します。

- ・ 法令違反や反社会的行為などの不祥事が発生した企業の議案
- ・ 取締役の解任、支配権の変動、組織改編などにより株式価値が大幅に変動することが予想される議案
- ・ 前事業年度決算において赤字を計上するなど、業績が著しく悪化している企業の議案
- ・ 同意なき買収への対抗措置など、株式価値の潜在的な変動要因等を発生させる議案等

(4) 純投資目的以外で当行が保有する銘柄数の推移

| | 2022年 3月末 | 2023年 3月末 | 2024年 3月末 | 2025年 3月末 | 2026年 3月末 |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 保有株式銘柄数 | 64 | 63 | 62 | 60 | 59 |
| うち上場株式 | 17 | 16 | 15 | 13 | 13 |
| うち非上場株式 | 47 | 47 | 47 | 47 | 46 |

(5) 政策保有株式残高（貸借対照表計上額）の連結純資産に占める割合

| (2026年3月31日現在) | | |
|-------------------|-----|-----------|
| 政策保有株式残高 | (a) | 4,529百万円 |
| 連結純資産 | (b) | 49,474百万円 |
| 連結純資産に占める割合 (a/b) | | 9.15% |

<<株主との建設的な対話に関する方針>>

以下の方針に基づいて、株主との対話に前向きに取り組んでおります。

- ・株主との対話においては、当行の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、建設的な対話が実現できるよう合理的な範囲で前向きに対応します。
- ・当行の経営戦略や事業環境等を株主に十分理解していただくため、株主総会や個別面談以外に、決算説明会や当行ホームページによる情報開示を実施します。
- ・株主との対話において把握された意見等は、担当部から適宜・適切に経営陣に報告します。
- ・担当部は関係部や外部専門家等と連携し、専門的知見に基づく意見交換を定期的を実施して株主との対話の充実に努めます。
- ・株主との対話に際しては、インサイダー取引の未然防止に関する法令や行内規程に従い、情報管理を徹底します。

<<資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応>>

○資本効率の追求

- ・2025年度末における当行のPBRは1倍を大きく下回っており、PBRの向上に資するROEの改善が重要課題であると認識しております。
- ・同年度末のCAPM方式で算出した資本コスト8.5%程度に対し、ROE*は0.9%となっております。
- ・中期経営計画のコンセプト（人、事業、財のバランス）に基づき、適切なリスクコントロールを前提とした収益力の向上、および成長投資によって持続的な成長を図り、中長期的に（概ね10年程度で）資本コストを上回るROE水準の達成を目指してまいります。

※ROEの数値は、当期純利益÷株主資本で算出しています。

$$\text{ROE} = \frac{\text{ROE向上}}{\text{ROE向上}} = \frac{\text{RORA改善}}{\text{RORA改善}} \times \frac{\text{財務レバレッジの水準適正化}}{\text{財務レバレッジの水準適正化}}$$

$$\text{ROE} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{純資産}} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{RWA}} \times \frac{\text{RWA}}{\text{純資産}}$$

| 財務目標 | | 構成要素 | 活動内容 | 2025年度の実績 | 戦略 |
|--------------|--------|---|--|--|------|
| ROE向上 | RORA改善 | 当期純利益 | 収益力の強化 | 地区担当執行役員を配置し、法人営業体制を強化 資産運用センターによるライフプラン提案が増加 | 成長戦略 |
| | | | 経費コントロール | 事務処理電子化によりペーパーレスを推進 コストに応じた適切な手数料に再設計 | 構造改革 |
| | RWA | RWAコントロール | 貸出金採算性判定にRORA算出（システム）を導入 環境変化に適応する資産ポートフォリオに向けた取組 | | |
| | 純資産 | 株主還元 | 第2種優先株式の償還後において8%程度の自己資本比率確保を前提として、株主還元に取り組む | 資本戦略 | |
| 余剰資本による収益力強化 | | ALM管理の高度化・リスク管理の枠組み再構築に取組 ストラクチャード・ファイナンスの取組開始 | | | |

<<サステナビリティについての取組み等>>

(1) サステナビリティについて

当行は、多様なステークホルダーと協働することや気候変動問題への適切な対応により、地域の持続可能性を高めることが重要な経営課題（マテリアリティ）の一つであると認識しており、SDGs宣言を制定するとともに、TCFD提言への賛同を表明しております。

(2) サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、持続可能な地域社会の形成に資する事業活動を審議することを目的に、取締役会の下部組織として設置し、委員長は頭取が務めるほか、経営統括部担当取締役、関係部の部長で構成しております。

(3) 人的資本への投資について

当行が中長期的に企業価値の向上を図るためには、人財育成が重要課題の一つであると認識しております。中期経営計画においても、「人財は重要な経営資源であり、育成していくべき財産である」という人的資本経営の考え方にに基づき、行員一人ひとりが成長を実感できるよう評価制度を見直すとともに、当行グループ内の知的資源の活性化、働き甲斐のある職場づくりにつながる施策を掲げており、その実現に向けて取り組んでおります。

(4) 多様性の確保

当行は、地域経済の持続的な発展に貢献する地域金融機関としての公共性を鑑み、安定経営を支える経営中核人財の登用において、経営理念に合う人物像やスキルを重視しております。登用に当たっては、女性・外国人・キャリア採用者等の属性による区別なく、多様な視点を持つ人財の確保に努めております。採用活動におきましても性別や国籍に捉われない選考を実施するとともに、通年でのキャリア採用を推進しております。

(5) サステナビリティへの取組み（サステナビリティ基本方針・投融資ポリシー）

サステナビリティへの取組みは「SDGsへの取組み」「CSRへの取組み」「TCFD提言に基づく情報開示」を含め、当行ホームページで公表しております。

<https://www.kochi-bank.co.jp/houshin/policy-for-sustainability.html>



こうぎんSDGs宣言

株式会社高知銀行《こうぎん》は、SDGsの達成に貢献するため、以下の活動を通じて共通価値を育み、地域の持続可能性を高めていくことを宣言いたします。



こうぎんSDGs宣言に係る取り組みの状況

(2026年4月現在)



地域が享受する自然の恵みを守るとともに、農林水産業をはじめとするさまざまな産業の活性化に努めます。



イノベーション推進室を設置し、地域の事業者さまの商流をめぐる課題解決に貢献

※DX、脱炭素、土佐酒、事業承継・企業再生の4領域にフォーカス

特定のテーマや業種ごとに専門担当者を配置し、適切なソリューションを提供

地域商社による販路拡大やブランディング活動支援、土佐酒の振興をサポート

ビジネスアドバイザーによる本業支援

「こうぎんSDGs経営支援サービス」による、お取引先のSDGs貢献支援

一部の店舗でロビーの一角を良心的スペースとして無償提供



環境に配慮した活動を推進するとともに、環境保全につながる皆さまの取り組みをサポートします。



賛同を表明している気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づく情報を開示

「サステナビリティ委員会」を取締役会の下部組織として設置

「こうぎん・グリーン・ファンド」の推進

EV・ハイブリッド車やWeb会議システムの活用、ペーパーレス化推進による脱炭素化

生態系保全等、環境配慮型事業の促進に向けたビジネスマッチング

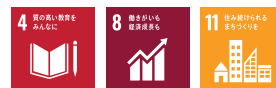
環境配慮型商品・サービスを拡充

地域清掃活動(お遍路ウォーキング、はりまや橋周辺の清掃等)を実施

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」や「サステナビリティ・リンク・ローン」等の活用



コンサルティング機能を強化し、豊かな暮らしの持続やさらなる発展に向け汗を流します。



資産運用センターを設置し、お客さまの資産形成をサポート

学生への金融経済セミナー等、金融リテラシーの向上に資する対話を促進

地域交流活性化イベントの実施(南支店、こどもサッカー教室など)

高知県と地域見守り活動に関する協定を締結

「こうぎんSDGs応援私募債」の引受および発行に伴う寄付・寄贈

「ソーシャルボンド」への投資

ビジネスカジュアルを導入



多種多様なステークホルダーと協働することによって、健全な経営を実現します。



地域と共にわくわくする「みらい」を創る中期経営計画を策定

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を实践(プラチナえるばし認定等)

働きがいのある職場づくり(健康経営優良法人・健康経営宣言・プラチナくるみん等)

多様な見識を持つ社外役員の登用および独立性の確保

取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置

一般財団法人高銀地域経済振興財団による地域の振興と発展に資する事業を展開

経営理念に基づき策定したサステナビリティ基本方針や投資ポリシーの遵守

第三者割当による第2種優先株式の発行

副業制度の導入による職員の多様な働き方とキャリア形成を支援

株主総会会場ご案内図



株主総会 会場

本店5階ホール

高知市堺町2番24号
 当行本店5階ホール
 TEL : 088-822-9311 (代表)



当行本店までの所要時間

JR高知駅より徒歩にて約15分、はりまや橋より徒歩にて約3分。

<お願い>

お車でお越しの株主さまは、本店南側の当行専用駐車場をご利用ください。



○お土産およびお茶のご用意はございません。
 何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。